

参考資料集（関係データ）

令和7年7月17日



目次

○公立図書館関連データ

- ・図書館数、職員数、蔵書数、貸出冊数、来館者数、レファレンスサービスの実施状況、評価の実施状況、図書館費の推移等
.....P4～P16
- ・デジタル環境の整備状況、電子書籍サービスの導入状況等P17～P20
- ・障害者サービスの現状P21～P22

○学校図書館関連データ

- ・司書教諭及び学校司書についてP24
- ・学校図書館図書標準の達成状況
.....P25～P26
- ・学校図書館における新聞の配備状況
.....P27～P29
- ・学校司書の配置状況P30～P36
- ・電子書籍サービスの導入状況P37
- ・障害者サービスの現状P38
- ・公共図書館との連携状況P39

○読書活動の現状

- ・子どもの読書活動の現状P41～P44
- ・大人の読書活動の現状P45～P46
- ・電子書籍の利用状況P47～P48

○図書館関係動向、計画等

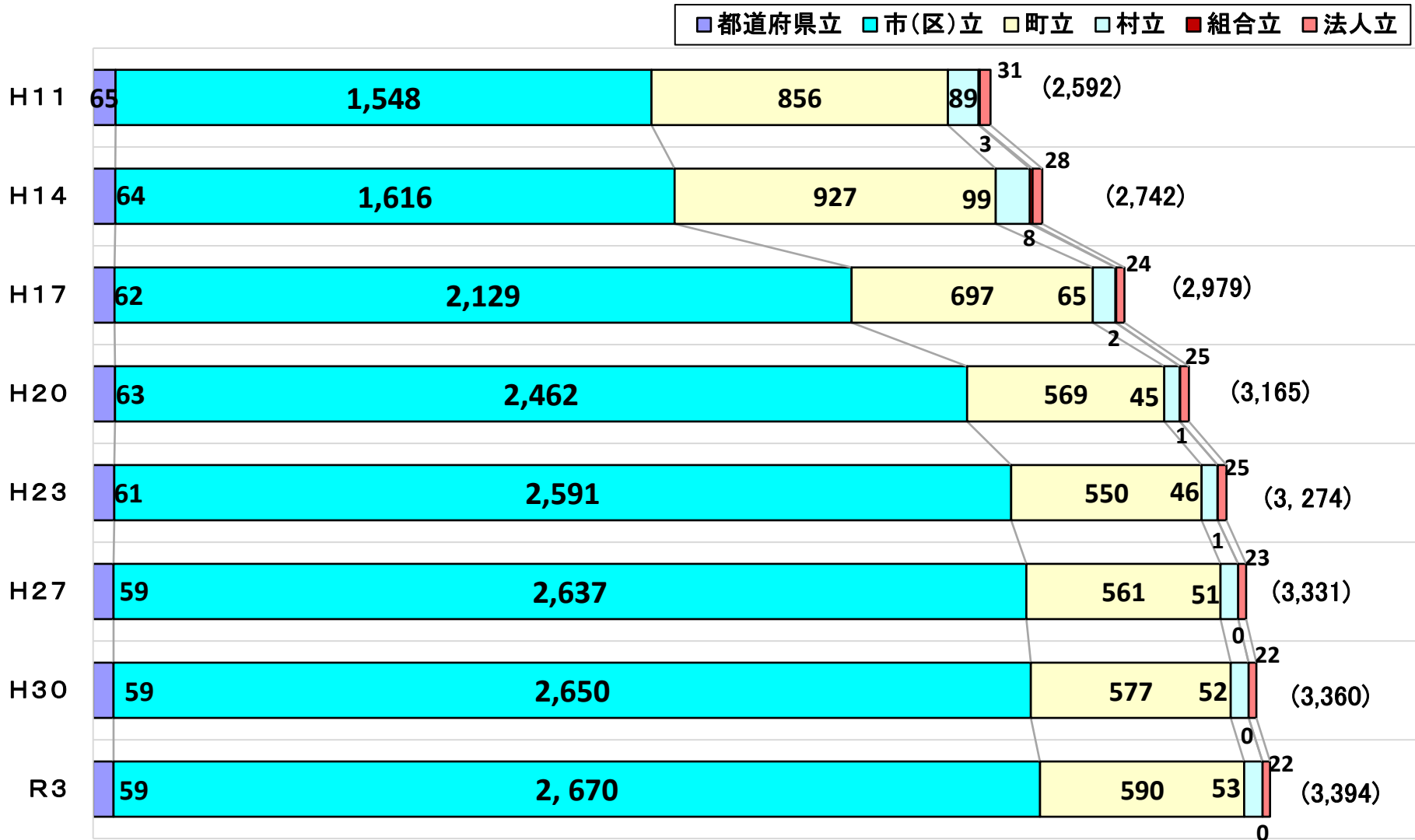
- ・第4期教育振興基本計画（概要）P50～P52
- ・第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理について（概要）P53～P54
- ・図書館・学校図書館・読書活動に関する国の計画
.....P55
- ・第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（概要）P56～P59
- ・読書バリアフリー基本計画 第二期（概要）
.....P60
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」
.....P61
- ・書店・図書館等の連携についてP62～P66
- ・子どもゆめ基金事業についてP67
- ・絵本専門士・認定絵本土についてP68
- ・新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（概要）P69

○その他

- ・人口の推移と将来推計P71
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）について・・・P72
- ・地域の繋がりの希薄化P73～P75
- ・障害者の状況P76
- ・在留外国人数の推移P77

○公立図書館関連データ

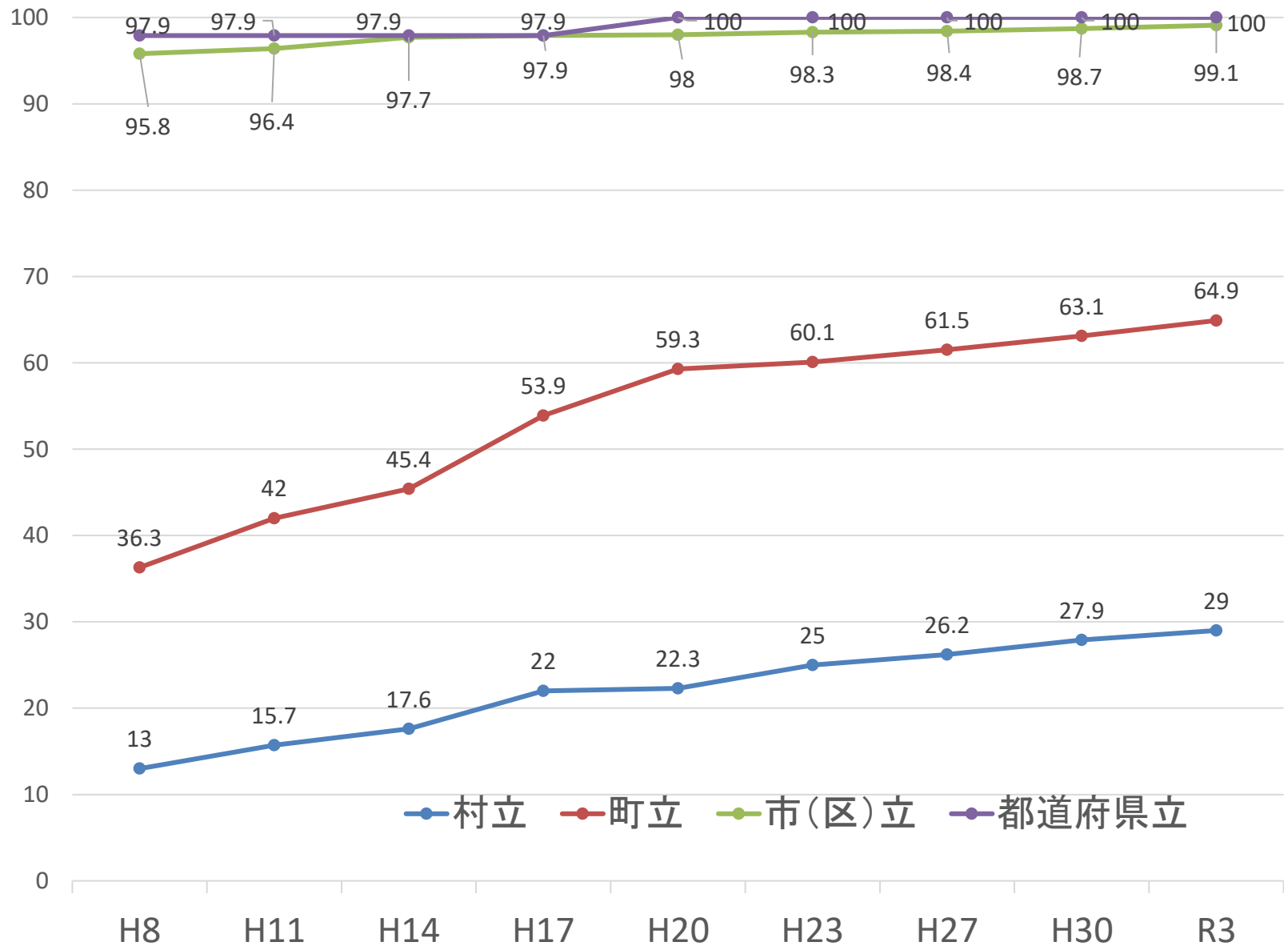
図書館数の推移



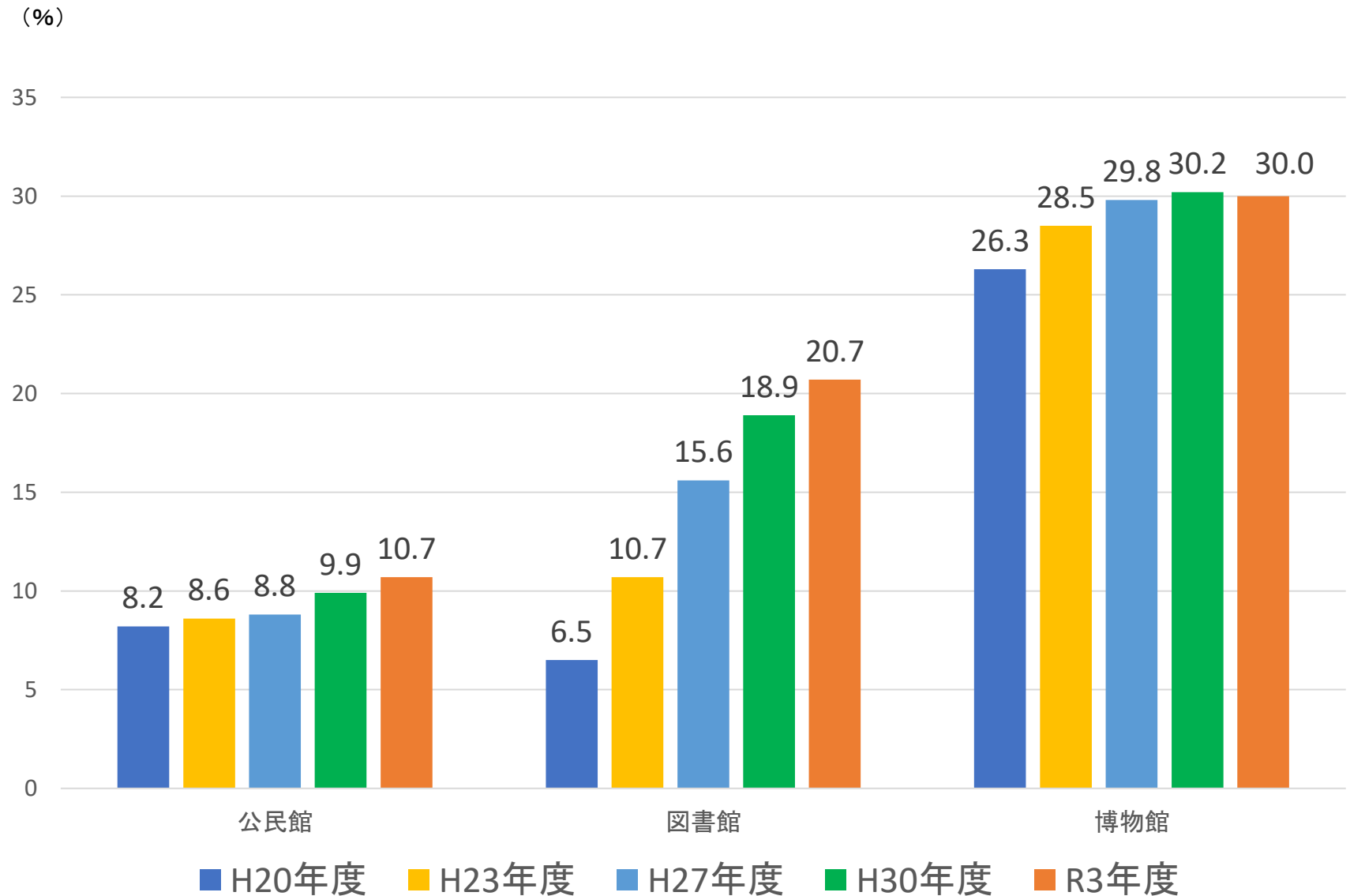
出典: 社会教育調査

※平成20年度調査から、都道府県・市町村首长部局所管の「図書館同种施設」を含む

公立図書館設置率の推移(%)

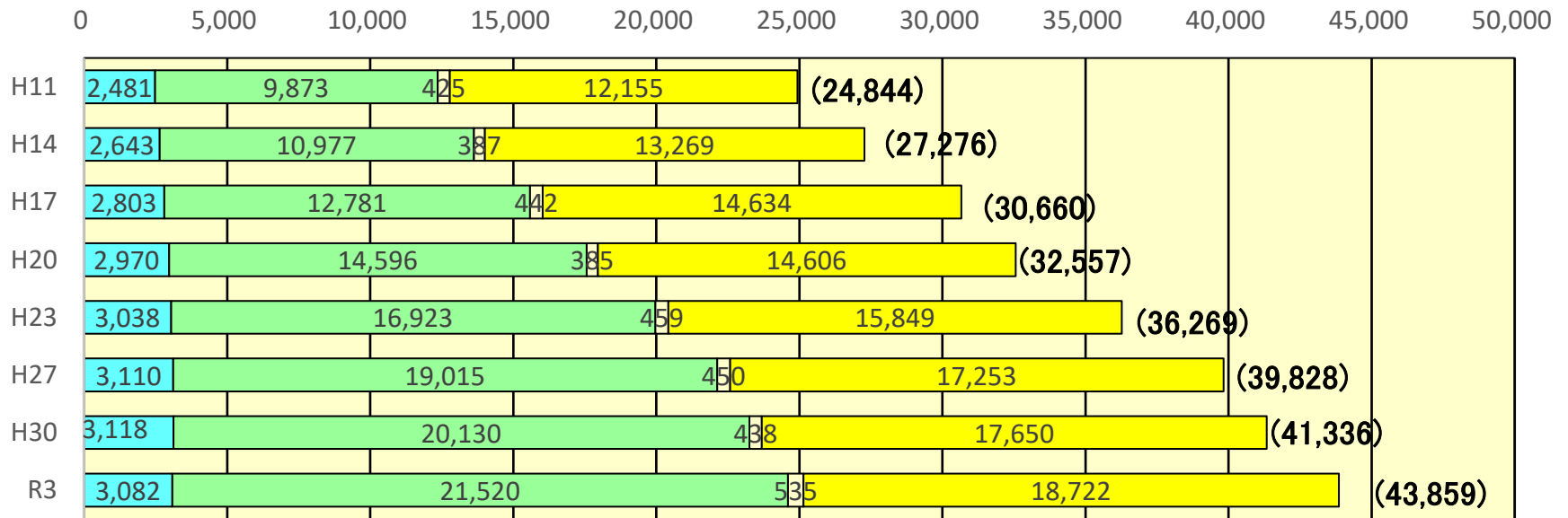


社会教育施設における指定管理者制度の導入状況



出典：社会教育調査

職員数の推移



○図書館職員数の推移

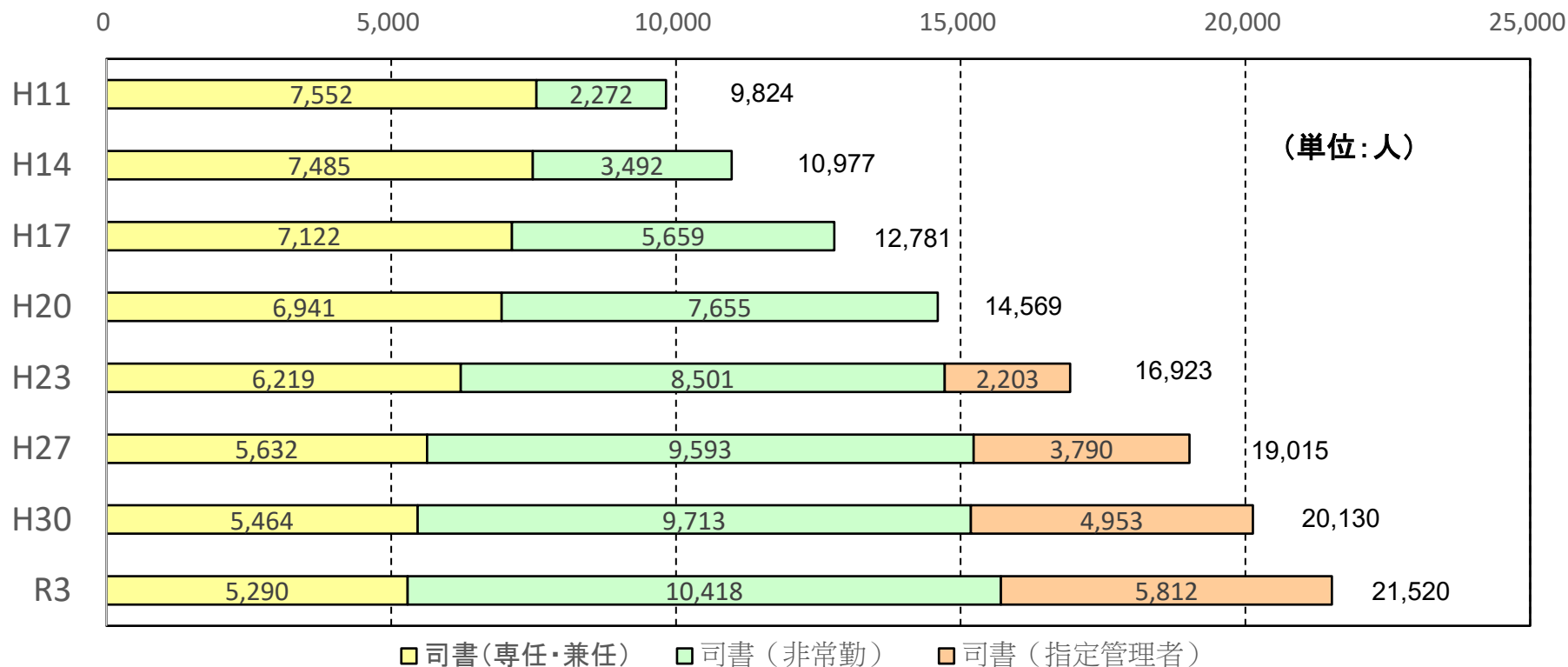
■ 館長・分館長 ■ 司書 ■ 司書補 ■ その他の職員

単位: 人

	H 1 1	H 1 4	H 1 7	H 2 0	H 2 3	H 2 7	H 3 0	R 3
館長・分館長	2,481	2,643	2,803	2,970	3,038	3,110	3,118	3,082
司 書	9,783	10,977	12,781	14,596	16,923	19,015	20,130	21,520
司書補	425	387	442	385	459	450	438	535
その他の職員	12,155	13,269	14,634	14,606	15,849	17,253	17,650	18,722
合 計	24,844	27,276	30,660	32,557	36,269	39,828	41,336	43,859

出典: 社会教育調査

司書数の推移

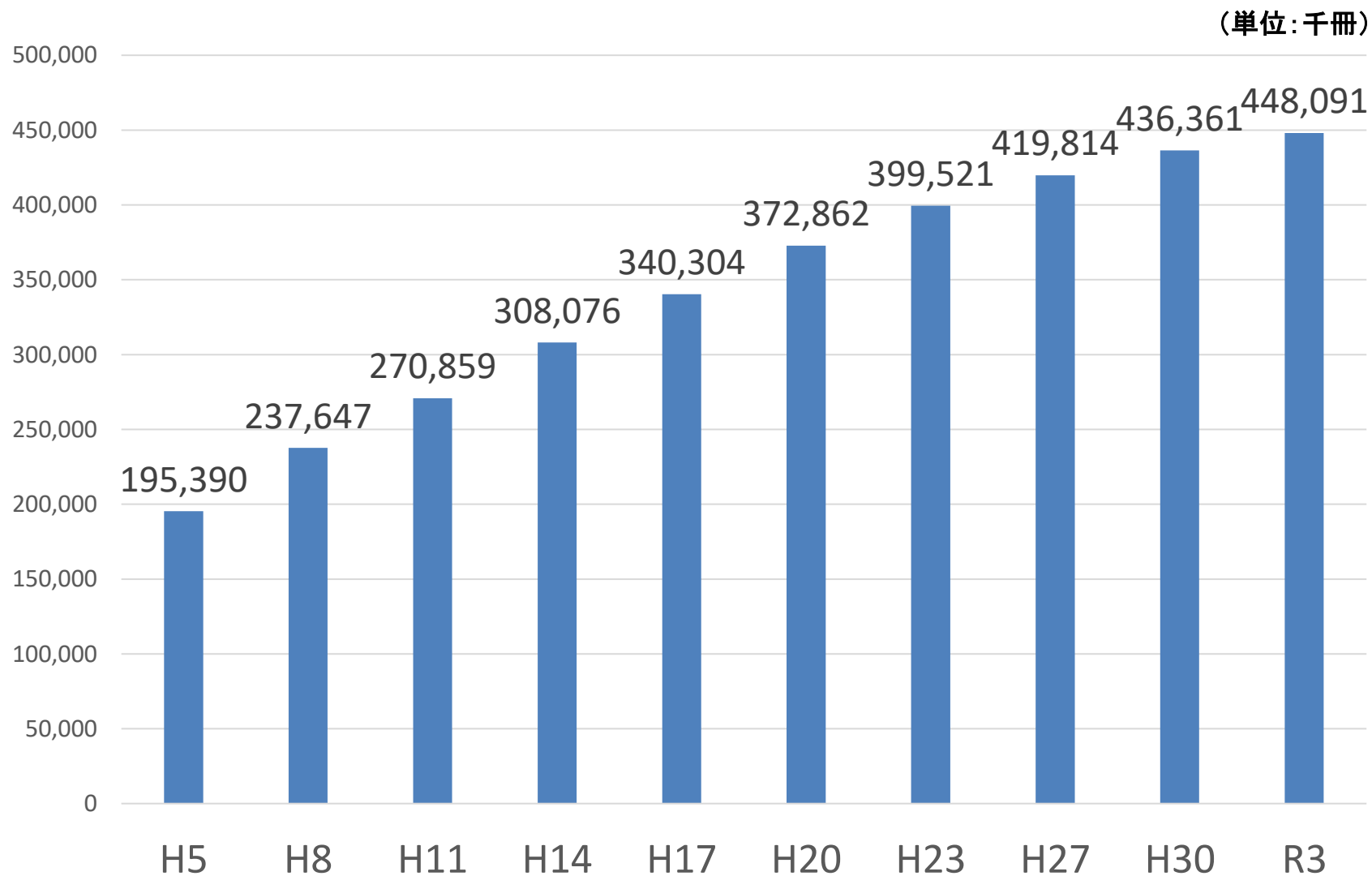


○割合の推移

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
専任・兼任	76.9%	68.2%	55.7%	47.6%	36.7%	29.6%	27.1%	24.6%
非常勤	23.1%	31.8%	44.3%	52.4%	50.2%	50.4%	48.3%	48.4%
指定管理者	-	-	-	-	13.0%	19.9%	24.6%	27.0%

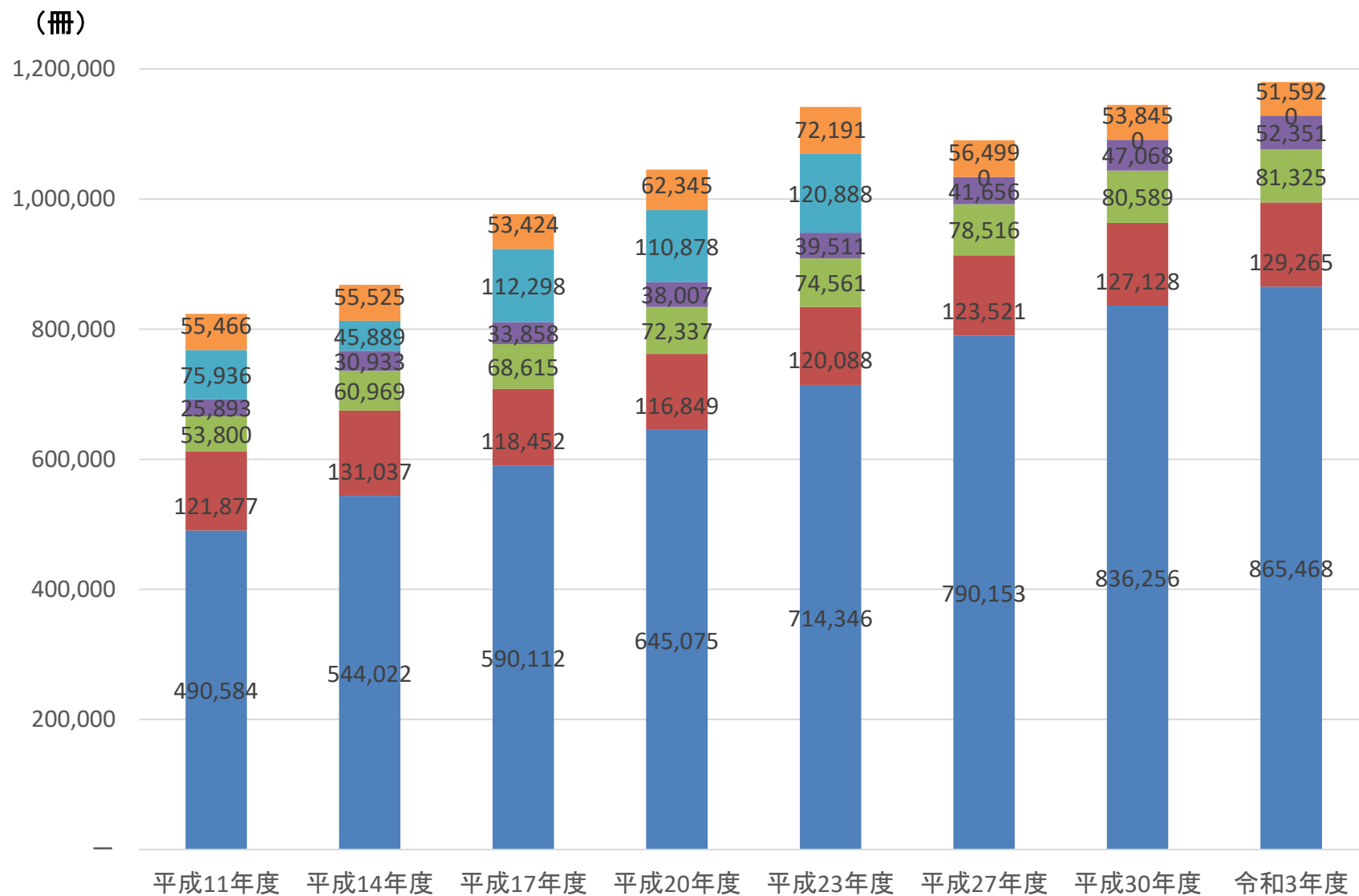
※H20年度調査以前は、指定管理者が配置する司書数を調査していない

蔵書数の推移



出典:社会教育調査

1館当たりの蔵書数(設置者別)

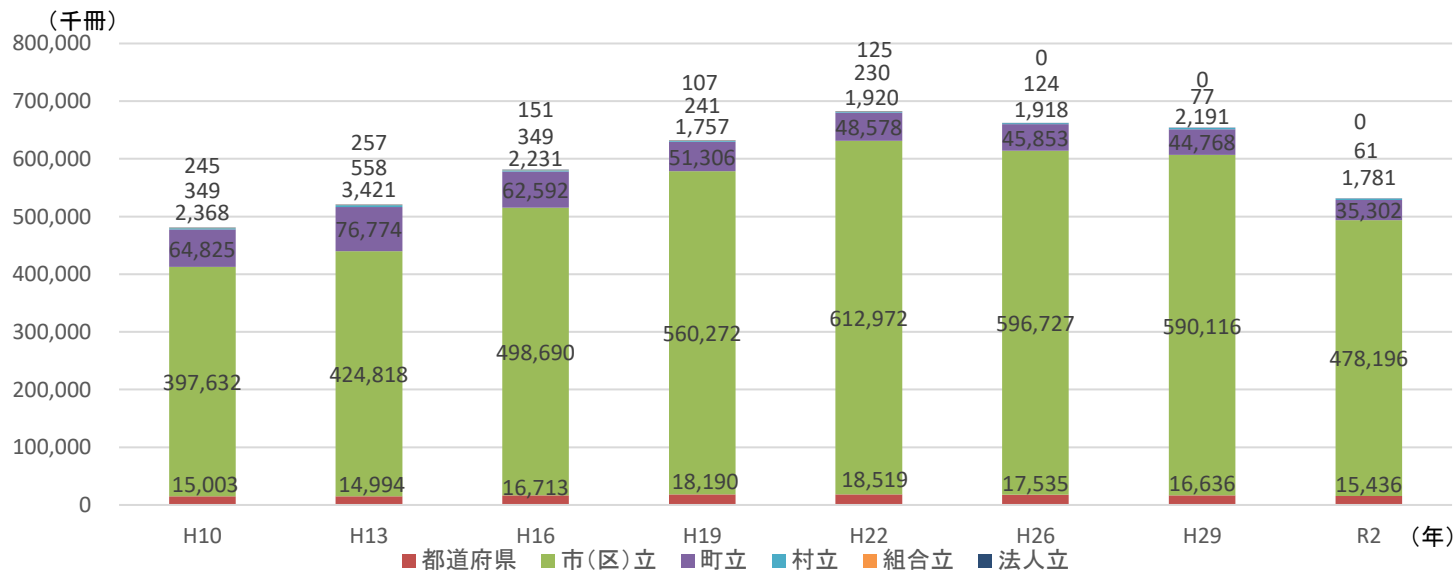


貸出冊数の推移

	(千冊)						
	計	都道府県	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立
平成10年度間	480,422	15,003	397,632	64,825	2,368	349	245
	—	(246)	(263)	(78)	(28)	(116)	(10)
平成13年度間	520,822	14,994	424,818	76,774	3,421	558	257
	—	(242)	(267)	(85)	(36)	(93)	(10)
平成16年度間	580,726	16,713	498,690	62,592	2,231	349	151
	—	(283)	(241)	(92)	(35)	(175)	(8)
平成19年度間	631,873	18,190	560,272	51,306	1,757	241	107
	—	(303)	(230)	(91)	(41)	(241)	(6)
平成22年度間	682,344	18,519	612,972	48,578	1,920	230	125
	—	(314)	(240)	(90)	(42)	(230)	(7)
平成26年度間	662,157	17,535	596,727	45,853	1,918	—	124
	—	(313)	(228)	(83)	(40)	—	(7)
平成29年度間	653,789	16,636	590,116	44,768	2,191	—	77
	—	(297)	(225)	(79)	(43)	—	(5)
令和2年度間	530,775	15,436	478,196	35,302	1,781	—	61
	—	(276)	(181)	(61)	(34)	—	(4)

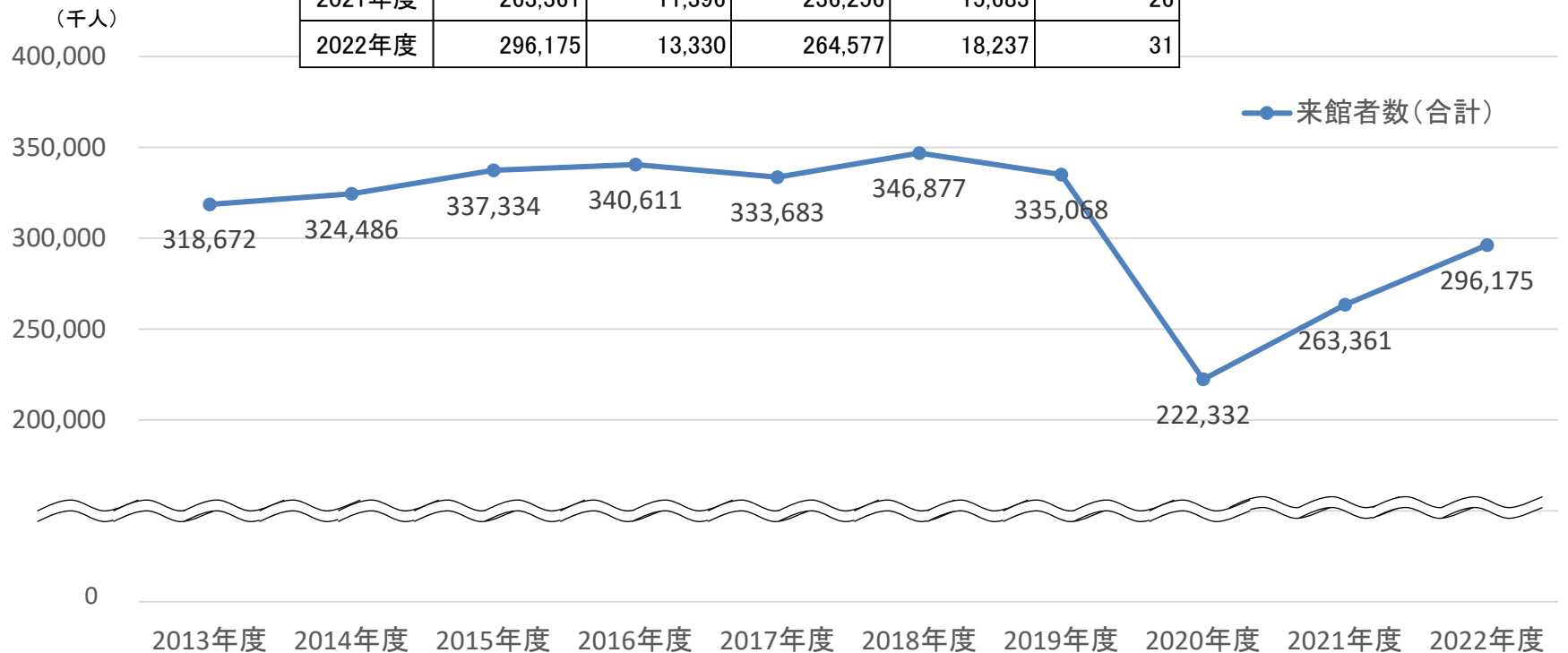
※()は、図書の貸出業務実施館1館当たりの貸出冊数

出典：社会教育調査



公共図書館来館者数の推移

	計	都道府県	市・区	町・村	私立	(千人)
2013年度	318,672	18,765	276,571	23,227	109	
2014年度	324,486	17,851	283,681	22,835	119	
2015年度	337,334	17,625	295,629	23,988	91	
2016年度	340,611	17,214	299,633	23,684	80	
2017年度	333,683	16,558	295,080	21,971	74	
2018年度	346,877	16,872	306,470	23,459	76	
2019年度	335,068	16,463	296,531	22,017	57	
2020年度	222,332	10,677	197,511	14,122	22	
2021年度	263,361	11,396	236,256	15,683	26	
2022年度	296,175	13,330	264,577	18,237	31	

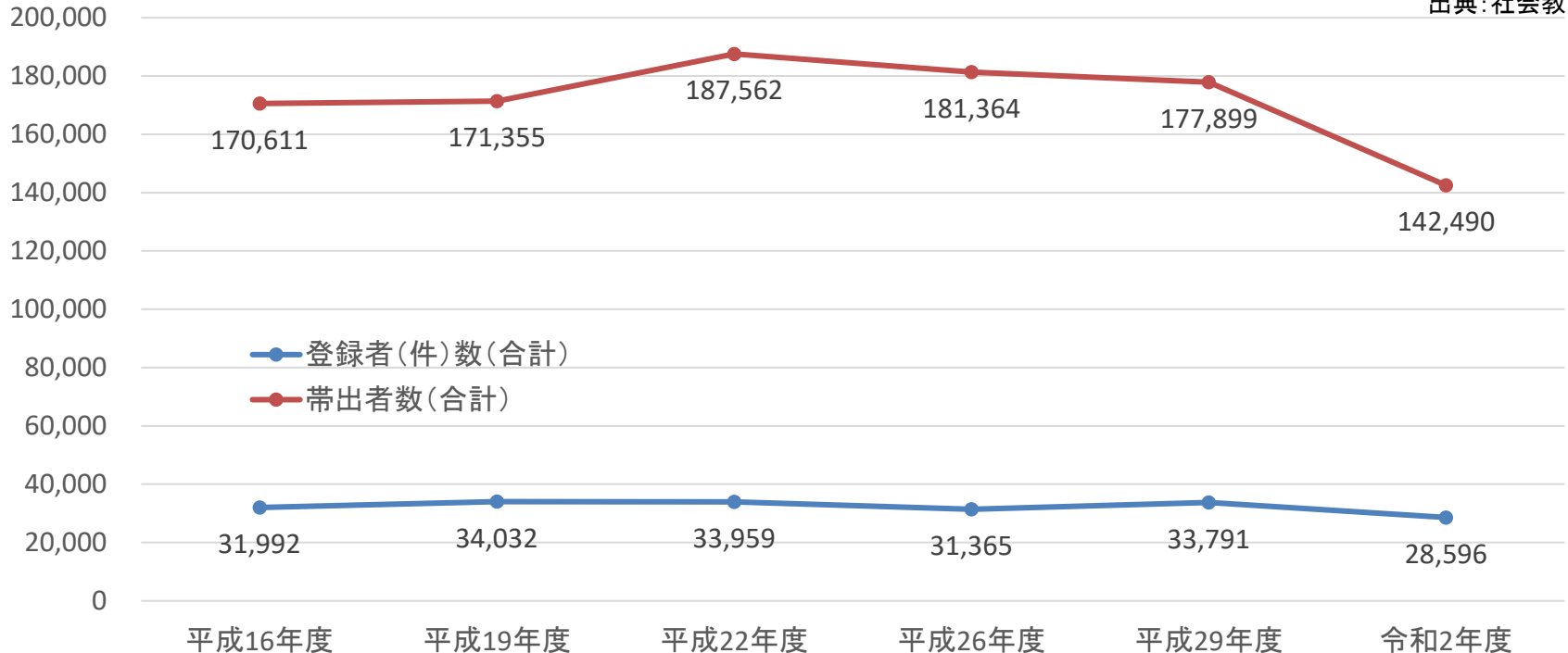


登録者(件)数・帯出者数の推移

		計	都道府県	市(区)	町	村	組合	法人
H16年度	登録者(件)数	31,991,510	988,185	27,462,311	3,380,260	143,360	2,635	14,759
	帯出者数	170,611,404	5,491,287	146,890,329	17,346,524	714,944	127,278	41,042
H19年度	登録者(件)数	34,031,694	1,489,168	29,093,368	3,283,676	134,919	18,140	12,423
	帯出者数	171,355,117	4,761,987	152,951,254	13,103,508	437,748	66,086	34,534
H22年度	登録者(件)数	33,958,649	1,462,670	28,934,136	3,304,217	228,652	20,361	8,613
	帯出者数	187,562,478	4,266,851	170,479,523	12,228,653	485,564	64,744	37,143
H26年度	登録者(件)数	31,365,280	1,114,832	26,667,860	3,429,943	141,646	-	11,181
	帯出者数	181,363,743	4,217,900	165,265,969	11,354,332	494,468	-	31,074
H29年度	登録者(件)数	33,791,030	1,629,030	28,506,752	3,485,860	158,257	-	11,131
	帯出者数	177,898,626	4,064,062	162,427,291	10,839,018	539,917	-	28,338
R2年度	登録者(件)数	28,596,320	1,366,838	23,872,522	3,229,162	118,121	-	9,677
	帯出者数	142,489,684	3,918,137	130,011,281	8,085,635	459,170	-	15,461

(千件、千人)

出典: 社会教育調査



●登録者(件)数: 館外貸出しを受けるための登録を当該館で行った者の数(件数)。

●帯出者数: 図書を借用して館外へ持ち出した者の延べ人数。

レファレンスサービス実施状況の推移

(館、千件)

		計	都道府県	市(区)	町	村	組合	法人
H16年度	実施館数	2,104	59	1,474	518	38	1	14
	実施件数	6,498	1,258	4,797	422	13	6	2
H19年度	実施館数	2,386	62	1,847	435	26	－	16
	実施件数	7,098	1,542	5,214	313	25	－	4
H22年度	実施館数	2,539	61	2,023	410	32	－	13
	実施件数	7,595	1,129	6,143	288	31	－	4
H26年度	実施館数	2,686	59	2,164	418	32	－	13
	実施件数	8,647	1,141	7,130	343	30	－	2
H29年度	実施館数	2,796	59	2,251	440	34	－	12
	実施件数	8,918	1,084	7,510	308	15	－	1
R2年度	実施館数	2,850	59	2,289	453	36	－	13
	実施件数	6,983	822	5,874	274	12	－	2

(館)

3,500

レファレンスサービスの実施館数(合計)

3,000

2,500

2,000

1,500

0

平成16年度

平成19年度

平成22年度

平成26年度

平成29年度

令和2年度

出典：社会教育調査

2,104

2,386

2,539

2,686

2,796

2,850

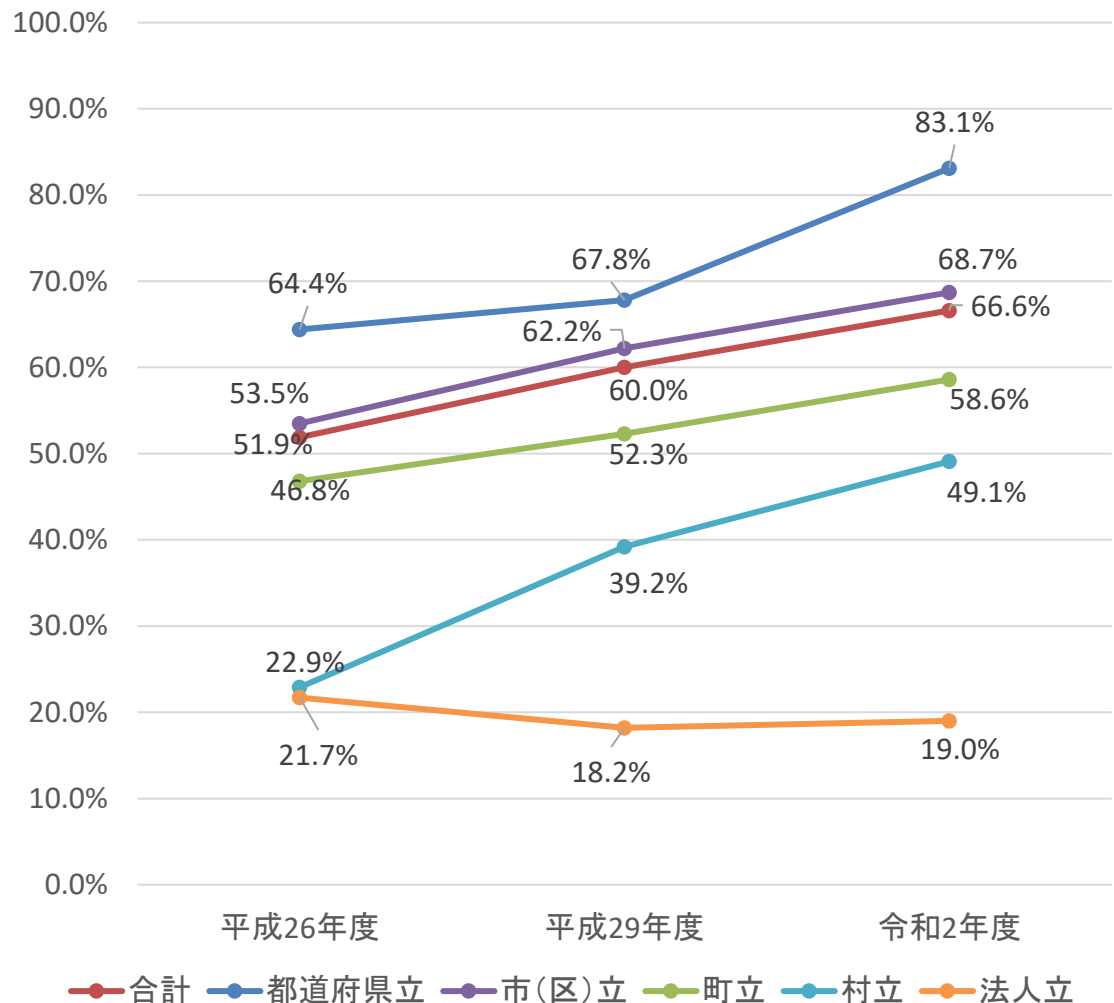
—●— 実施館数(合計)

図書館における評価の実施状況

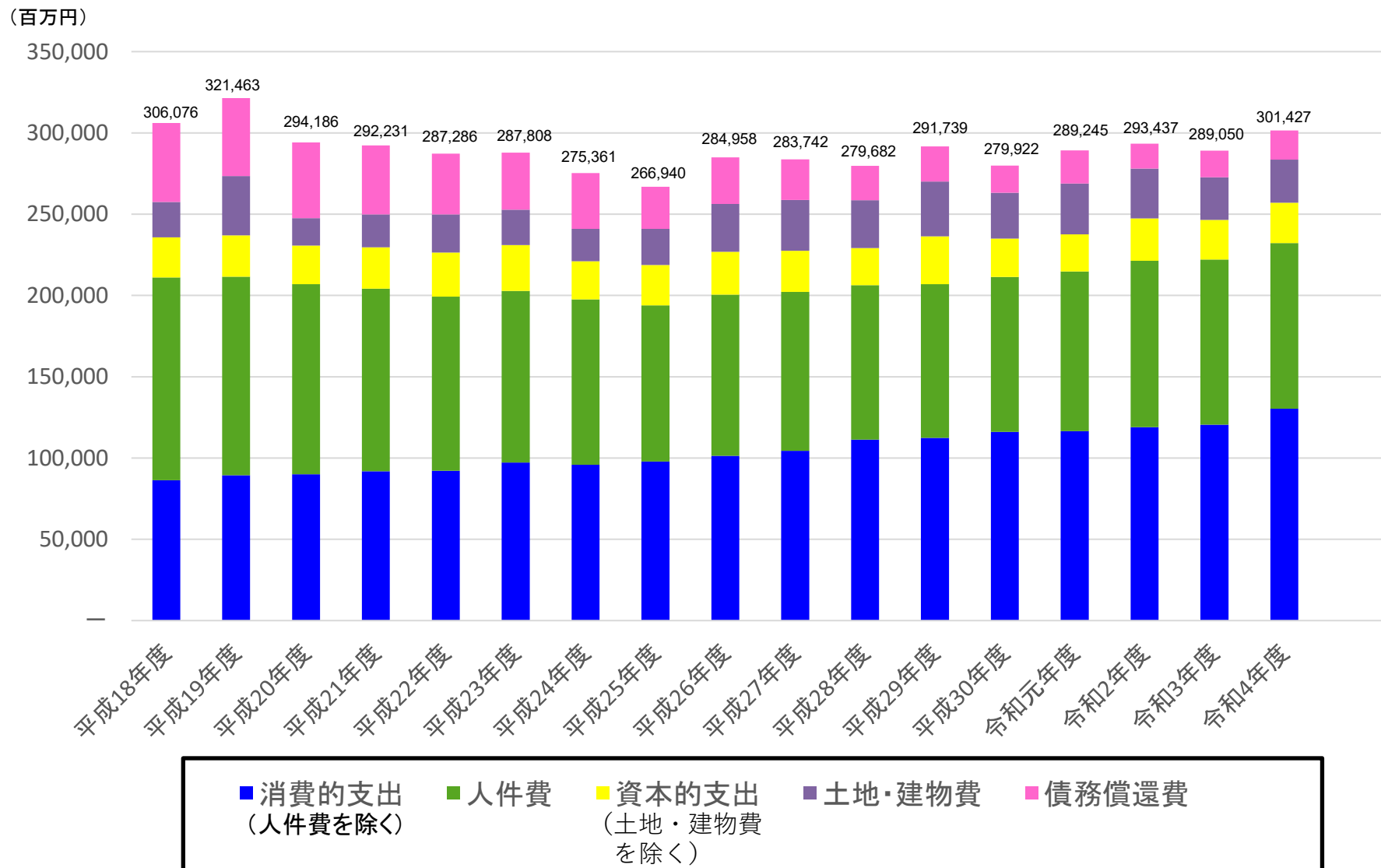
(館数)

年度／設置者区分	全国	都道府県	市(区)	町	村	法人立
平成27年度 (平成26年度の状況)	3,313	59	2,628	555	48	23
運営状況の 評価実施館数	1,721	38	1,407	260	11	5
運営状況の 評価実施館数(率)	52%	64%	54%	47%	23%	22%
自己評価	1,554	37	1,278	224	10	5
外部評価	927	17	760	144	5	1
評価結果の公表	1,353	31	1,148	164	9	1
平成30年度 (平成29年度の状況)	3,341	59	2,639	570	51	22
運営状況の 評価実施館数	2,004	40	1,642	298	20	4
運営状況の 評価実施館数(率)	60%	68%	62%	52%	39%	18%
自己評価	1,862	39	1,549	255	15	4
外部評価	1,207	25	991	180	10	1
評価結果の公表	1,551	38	1,335	166	11	1
令和3年度 (令和2年度の状況)	3,377	59	2,660	584	53	21
運営状況の 評価実施館数	2,248	49	1,827	342	26	4
運営状況の 評価実施館数(率)	67%	83%	69%	59%	49%	19%
自己評価	2,087	48	1,714	300	21	4
外部評価	1,460	32	1,204	210	13	1
評価結果の公表	1,723	44	1,472	194	12	1

評価を実施している図書館の割合



図書館費の推移



出典：地方教育費調査報告書（令和4年度は中間報告）

図書館におけるデジタル環境の整備状況

公共図書館におけるWi-Fiサービスの提供状況

質問（一つ選択）	2022年 回答数	割合 (/600)	2023年 回答数	割合 (/721)	2024年 回答数	割合 (/737)
利用者が使える無料のWi-Fiサービスがある	393	65.5%	520	72.1%	563	76.4%
有料のWi-Fiサービスを案内している	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%
Wi-Fiサービスは特に案内していない	160	26.7%	149	20.7%	133	18.0%
その他	42	7.0%	48	6.7%	36	4.9%
無回答	5	0.8%	3	0.4%	5	0.7%
合計	600		721		737	

出典:「電子図書館・電子書籍サービス調査報告2024」（一般社団法人電子出版制作・流通協議会 2025年4月）

公立図書館における電子書籍の導入状況

利用可能な電子 書籍について	平成27年	全館数に対 する割合	平成30年	全館数に対 する割合	令和3年	全館数に対 する割合
利用館数（合計）	127	3.8%	210	6.3%	398	11.7%
都道府県立	9	15.3%	12	20.3%	14	23.7%
市区町村立	118	3.6%	197	6.0%	383	11.6%
私立	0	0.0%	1	4.5%	1	4.5%

出典:社会教育調査

公立図書館における電子図書館サービスの導入状況

電子図書館サービス（電子書籍サービス）導入自治体数

自治体数
・基礎自治体 1741 ・都道府県 47
10月1日時点 計 1788 ※北方四島の6村除く

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
自治体数	112	256	436	520	579
割合	6.3%	14.3%	24.4%	29.1%	32.4%

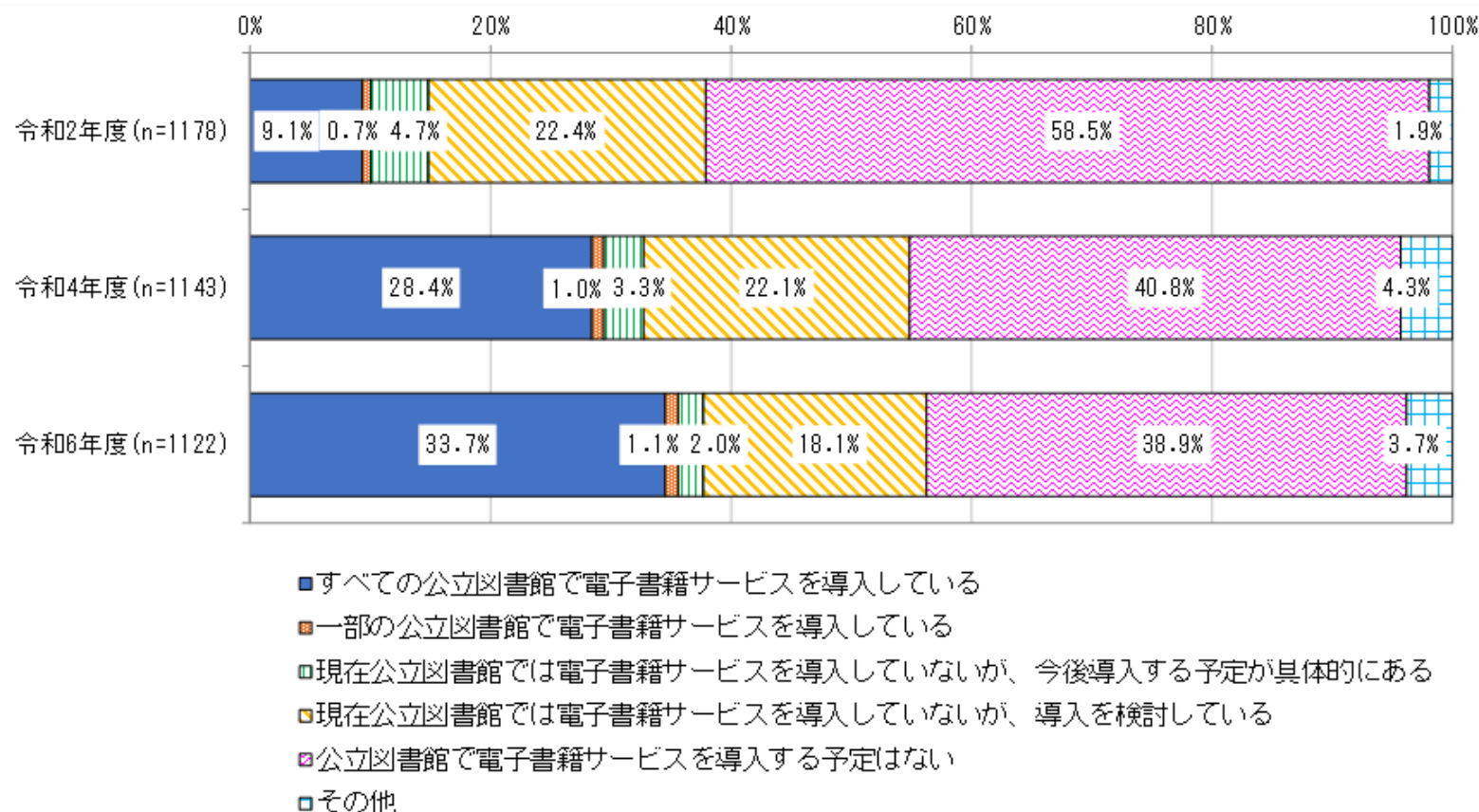
電子図書館導入自治体比率（2024年の内訳）

	都道府県 (47)	政令市 (20)	特別区 (23)	市 (772)	町 (743)	村 (183)
自治体数	28	18	18	354	113	48
割合	59.6%	90.0%	78.3%	45.9%	15.2%	26.2%

出典:「公共図書館 電子図書館サービス(電子書籍サービス)導入図書館 2024年10月1日」(一般社団法人電子出版制作・流通協議会 2024年10月30日)

公立図書館における電子書籍サービスの導入状況

電子書籍サービスを、すべてまたは一部の公立図書館へ導入している割合は、令和2年度(9.8%)、令和4年度(29.4%)、**令和6年度(34.8%)**と伸びている。

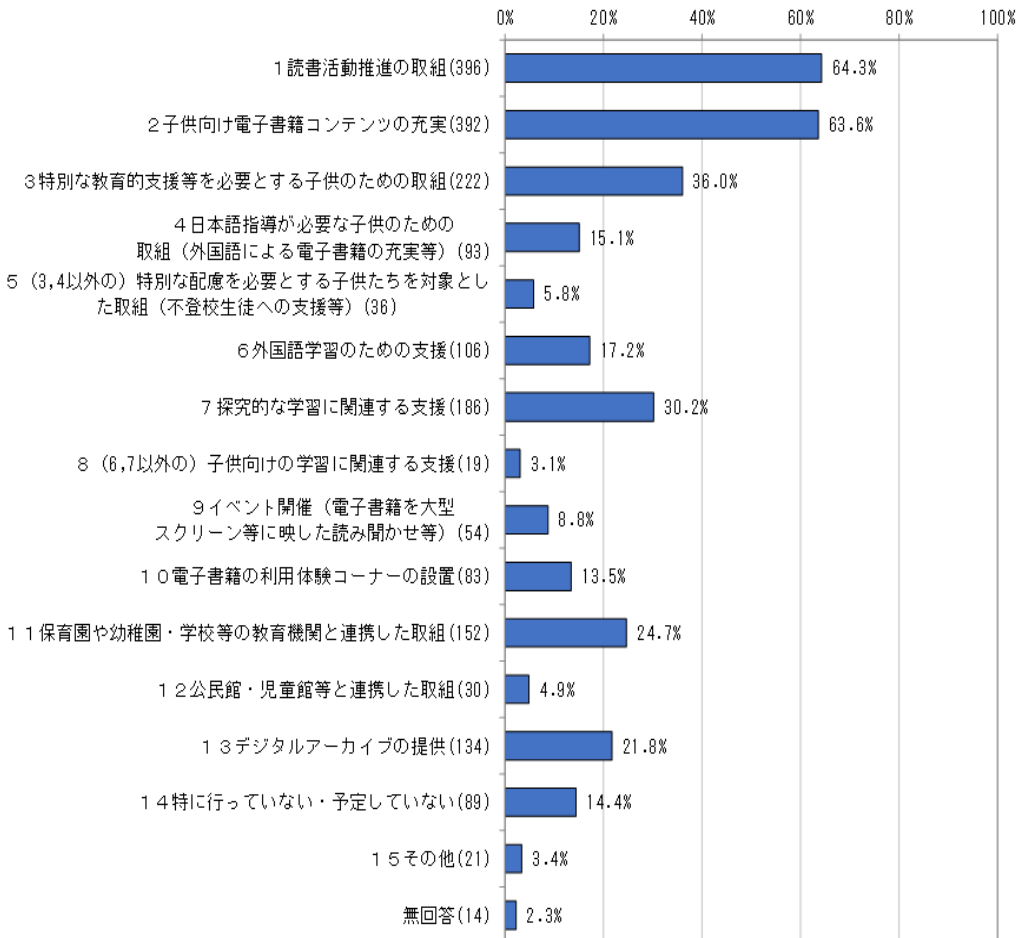


本調査における電子書籍の定義は、「電子機器(PC、タブレット端末、スマートフォン等)の画面で読むことができる書籍(青空文庫等の無料サービス、教科書、問題集は除く)」。令和4年度調査においては「電子機器(PC、タブレット端末、スマートフォン等)の画面で読むことができる書籍(教科書、問題集は除く)」、令和2年度調査においては「電子機器(PC、kindleなどの電子書籍専用端末、iPadなどのタブレット端末、スマートフォン等)の画面で読むことができる書籍等」。

公立図書館における電子書籍等を活用した子どもの読書活動推進の取組

電子書籍等を活用した子供の読書活動推進の取組は、「1 読書活動推進の取組(64.3%)」「2 子供向け電子書籍コンテンツの充実(63.6%)」の回答割合が高い。

電子書籍等を活用した子供の読書活動推進の取組(n=616:複数回答)



電子書籍を活用した子供向けの取組(抜粋)

幅広い子供たちへの取組	○県立高等学校・特別支援学校向けに調べ学習専用電子書籍ID貸出サービスを実施 ○主に市内の小学生を対象に学校を通じて読書内容を記録する冊子を配付し、100冊(電子書籍を含む)読み終えるごとに図書館から認定書を贈呈 ○【この本よんでみて!コンテスト】友だちにすすめる本のしょうかいカードを「作ろう」をテーマに、文章や絵を用いて作品を制作してもらう ○iPadを用いて、テーマに沿ったオリジナルの絵本を作成するワークショップを開催した。(4歳~小学1年生が対象)大学の研究事業への協力として実施 ○親子で夏休み前に電子図書館の体験をするイベントを開催 ○小学校に電子図書館アプリの使い方を教える出前講座を行った ○出前講座「電子図書館利用術」による電子図書館のPR
特別な配慮を必要とする子供たち等への取組	○英語のコンテンツを大型スクリーンに投射し、読み聞かせを実施 ○音声読み上げ機能や文字の拡大機能のある電子書籍の貸出を開始 ○町で作成した読み聞かせ音声付き動画を電子書籍サービスにて公開 ○アクセシブルライブラリーサービスの開始について、盲学校に周知依頼 ○電子書籍サービスのコンテンツとして、オーディオブックを購入 ○学習障害等の理由から読みに苦しさのある児童生徒に対する読書支援サービスとして、サピエ図書館からダウンロードしたDAISY図書の貸出を行う ○教育支援センターに通所している児童に対し電子図書館の使い方をレクチャーした
その他取組	○小中学校の校長会や、学校図書館担当教員・学校司書を対象とした研修会、小学校の長期休業前のPTAなどで電子書籍の周知を行い、活用方法を示した

図書館における障害者サービスの現状

＜障害者関係設備の保有状況＞ ※()内の数値は全体の図書館数に対する割合

○拡大読書器・拡大鏡のいずれかを所有 1,832館(54.0%) ○点字による案内 1,183館(34.9%)

○スロープ 2,140館(63.1%) ○障害者用トイレ 3,026館(89.2%)

○障害者用駐車場 2,688館(79.2%)

＜障害者関係資料の保有状況＞

○大活字本 2,028,480冊／2,698館(79.5%) ○点字図書等 408,143冊／1,738館(51.2%)

○録音図書 751,437本／784館(23.1%)

※図書館数(N):3,394館

※出典:令和3年度 社会教育調査

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)(抄)

第二 公立図書館 — 市町村立図書館(※都道府県立図書館に準用)

1 管理運営(六)施設・設備

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

3 図書館サービス(四)利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ウ 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

公立図書館における障害者サービスの現状

資料種別の所蔵館数

令和2年度末時点
※n=1,390館

○点字資料・点訳絵本(冊子)	1,030館(74.1%)	○音声デジター	361館(26.0%)
○マルチメディアデジター	297館(21.4%)	○大活字本(市販)	1,280館(92.1%)
○カセットテープ(障害者向け)	425館(30.6%)	○LLブック	921館(66.3%)

対面朗読サービス

○実施体制あり 475館(34.2%)

対面朗読の実施者の状況

※n=456館

○職員	111館(24.3%)	○音訳者・図書館協力者(有償)	101館(22.1%)
○音訳ボランティア(無償)	186館(40.8%)	○その他	23館(5.0%)

点字・録音資料の郵送貸出

○実施体制あり 496館(35.7%)

一般資料の郵送貸出

○実施体制あり 364館(26.2%)

職員等による宅配サービス

○実施体制あり 273館(20.3%)

※n=1,343館
市区町村立図書館のみ

※出典:全国公共図書館協議会が実施した「公立図書館における読書バリアフリーに関する報告書」(令和5年3月)

1,393自治体に調査を行い、1,390自治体から(回収率99.8%)から回答があった。

自治体において図書館を複数設置している場合は、自治体内の全ての館の内容をとりまとめ、分館等のサービス実態も踏まえた回答として、1自治体1館の回答としているため、nを1,390館としている。

○学校図書館関連データ

学校図書館における司書教諭及び学校司書について

司書教諭について

学校図書館法第5条等において、**12学級以上の「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、12学級以上の学校には必ず司書教諭の発令を行うこと。**

【司書教諭の発令状況】

小学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況	中学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況	高等学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況
国立	92.6% (100.0%)	92.6% (100.0%)	国立	71.0% (72.6%)	95.7% (95.9%)	国立	64.7% (64.7%)	100.0% (100.0%)
公立	69.9% (67.9%)	99.4% (99.4%)	公立	64.3% (64.6%)	98.9% (98.9%)	公立	86.2% (87.0%)	98.5% (99.3%)
私立	61.8% (64.3%)	87.8% (89.2%)	私立	46.7% (68.4%)	66.7% (88.0%)	私立	70.9% (79.6%)	80.6% (88.2%)
特区	0.0% (50.0%)	0.0% (100.0%)	特区	- (-)	- (-)	特区	12.5% (10.5%)	100.0% (100.0%)
合計	69.9% (68.0%)	99.2% (99.3%)	合計	63.0% (65.0%)	97.0% (98.3%)	合計	81.5% (84.5%)	93.2% (96.1%)

※令和2年5月1日現在。()内は平成28年4月1日現在。出典：文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

学校司書について

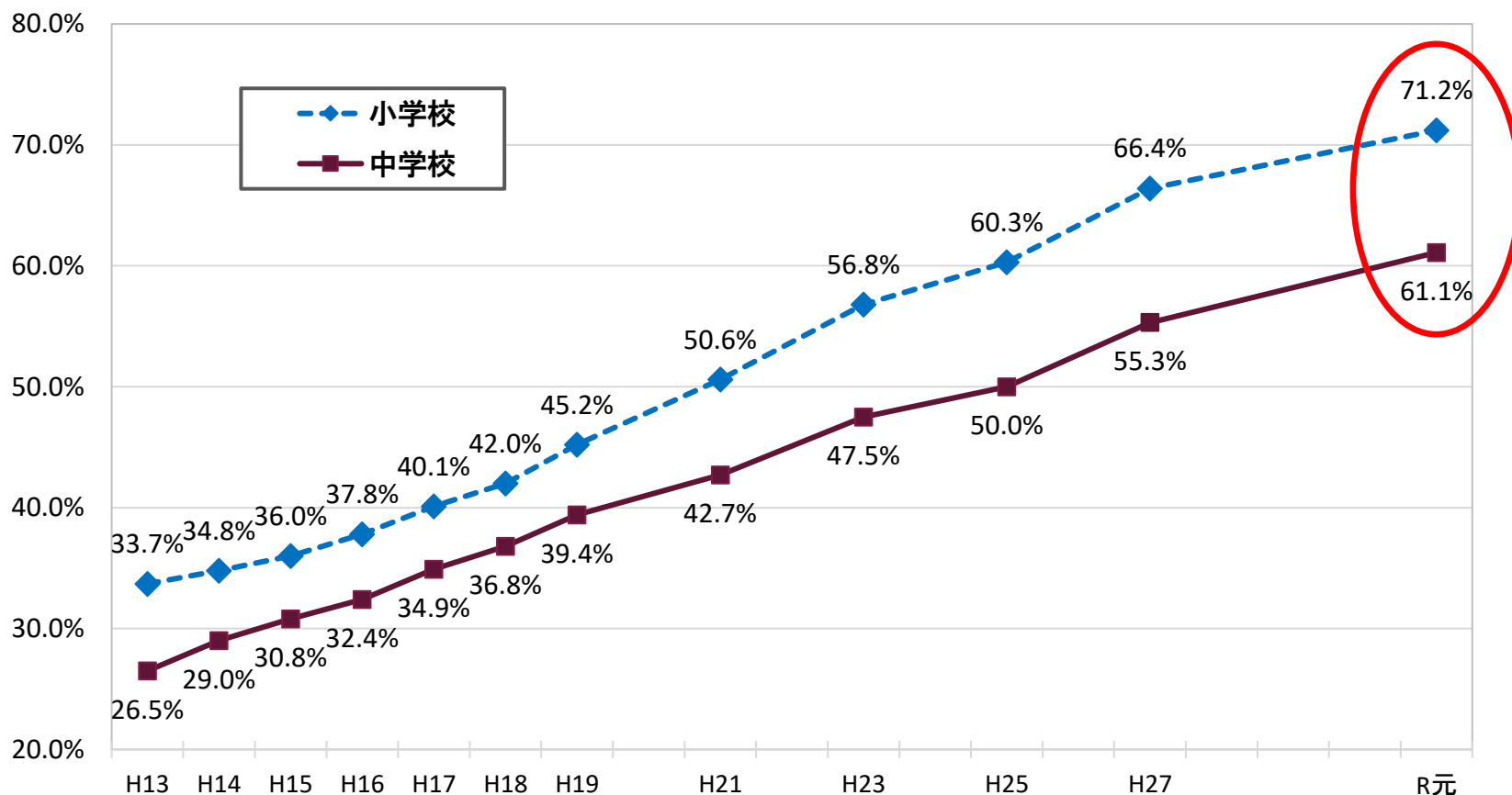
学校図書館法第6条において、学校には、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員として**学校司書を置くよう努めなければならない**と規定されており、引き続き必要な学校司書の配置に努めること。

【学校司書の配置状況】

小学校	配置学校数	全体に占める割合	中学校	配置学校数	全体に占める割合	高等学校	配置学校数	全体に占める割合
国立	40校 (42校)	58.8% (58.3%)	国立	38校 (40校)	55.1% (54.8%)	国立	13校 (13校)	76.5% (76.5%)
公立	13,051校 (11,561校)	69.1% (58.8%)	公立	6,027校 (5,392校)	65.9% (57.1%)	公立	2,290校 (2,349校)	66.4% (66.9%)
私立	109校 (115校)	46.8% (51.3%)	私立	310校 (521校)	42.0% (70.4%)	私立	775校 (915校)	55.2% (66.4%)
特区	2校 (2校)	100.0% (100.0%)	特区	- (-)	- (-)	特区	1校 (2校)	6.3% (10.5%)
合計	13,202校 (11,720校)	68.8% (58.8%)	合計	6,375校 (5,953校)	64.1% (58.0%)	合計	3,079校 (3,279校)	63.0% (66.6%)

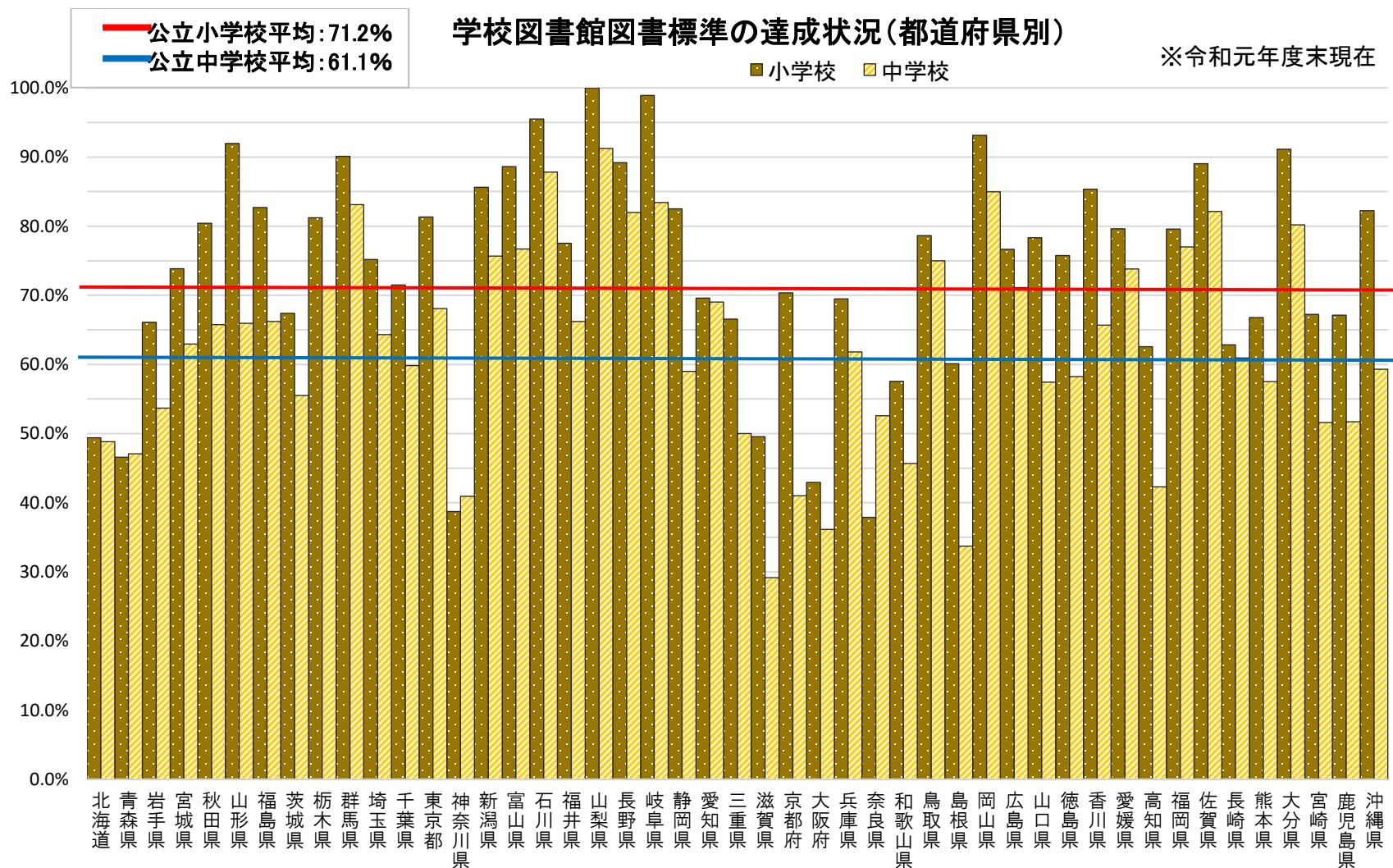
※令和2年5月1日現在。()内は平成28年4月1日現在。出典：文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

学校図書館図書標準の達成状況の推移 (達成している公立小・中学校の割合)



※平成19年（調査年：平成20年）～27年（同：28年）は隔年、その後令和元年（同：令和2年）に実施
出典：文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

学校図書館図書標準の達成状況(都道府県別)



出典: 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

学校図書館(公立)における新聞配備率の推移

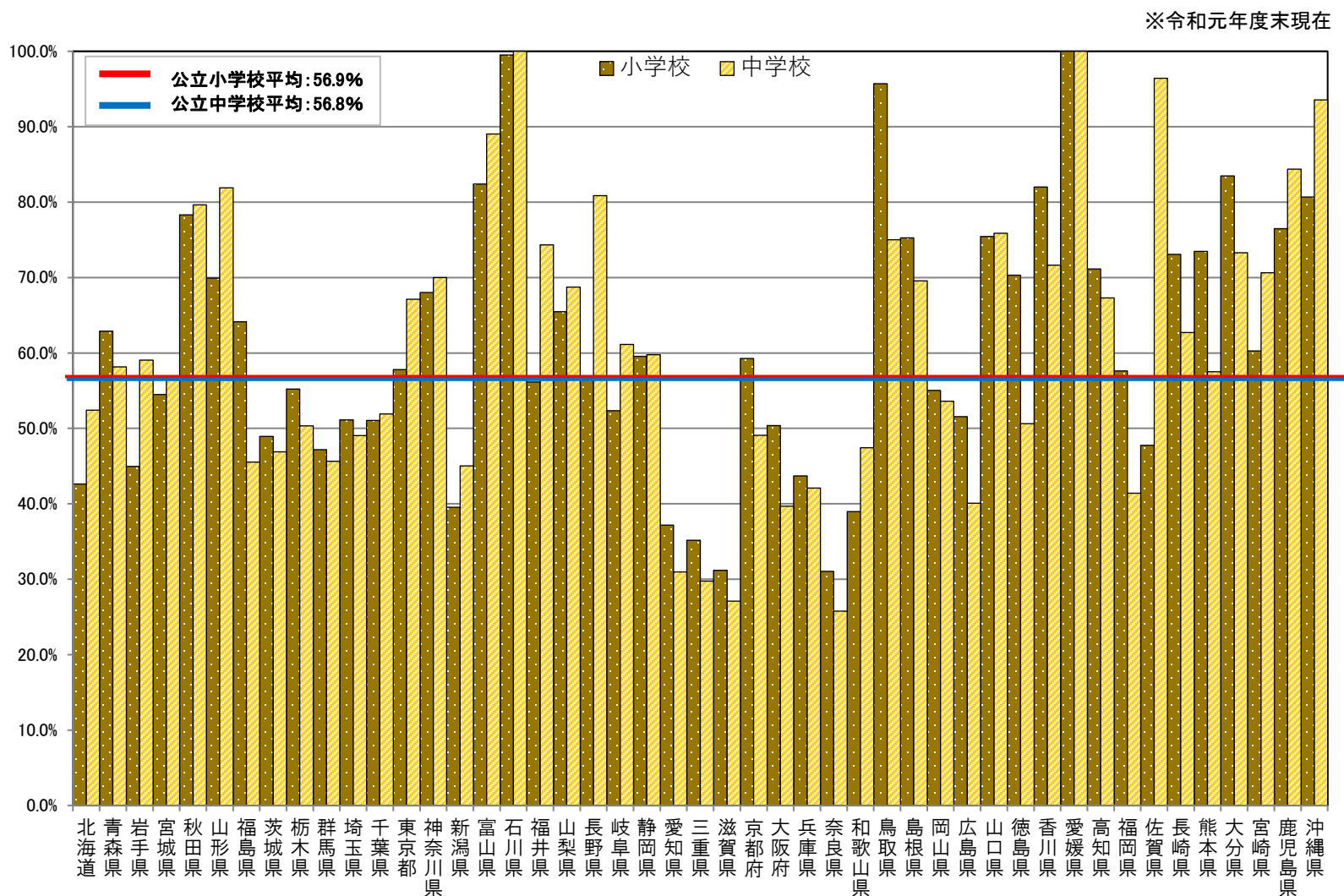
		学校数 (A)	新聞配置学校		新聞配備紙	
			学校数 (B)	割合 (B／A)	新聞紙数 (C)	平均 (C／B)
小学校	平成22年	21,188	3,588	16.9%	4,697	1.3
	平成27年	19,604	8,061	41.1%	10,284	1.3
	令和元年	18,849	10,729	56.9%	16,809	1.6
中学校	平成22年	9,837	1,423	14.5%	2,861	2.0
	平成27年	9,427	3,557	37.7%	6,100	1.7
	令和元年	9,120	5,177	56.8%	13,925	2.7
高等学校	平成22年	3,681	3,313	90.0%	9,290	2.8
	平成27年	3,509	3,194	91.0%	8,914	2.8
	令和元年	3,436	3,269	95.1%	11,551	3.5

※第5次5か年計画(H29～R3)で、小学校等1紙、中学校等2紙、高等学校等に4紙配置されるよう地方財政措置(150億円)

(平成22年度は5月1日現在、平成27年度・令和元年度は年度末実績)

出典: 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

新聞を配備している学校の割合(公立小・中学校)



出典: 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

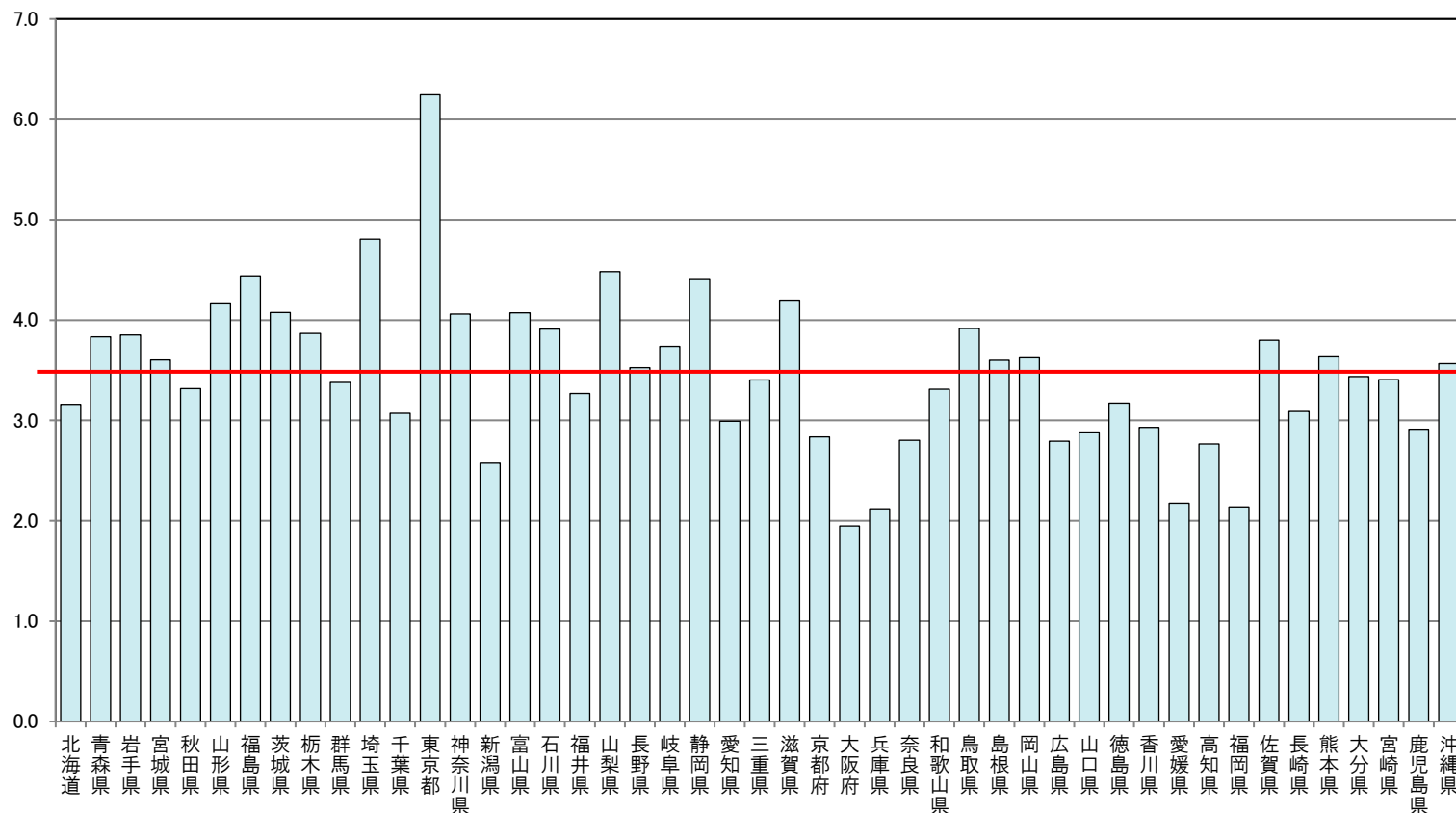
※第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、小学校等1紙、中学校等2紙を目安として想定

新聞を配備している学校における平均紙数(公立高等学校)

＜新聞を配備している学校の割合＞

・高等学校 95.1% (令和元年度末現在)

— 平均 3.5紙

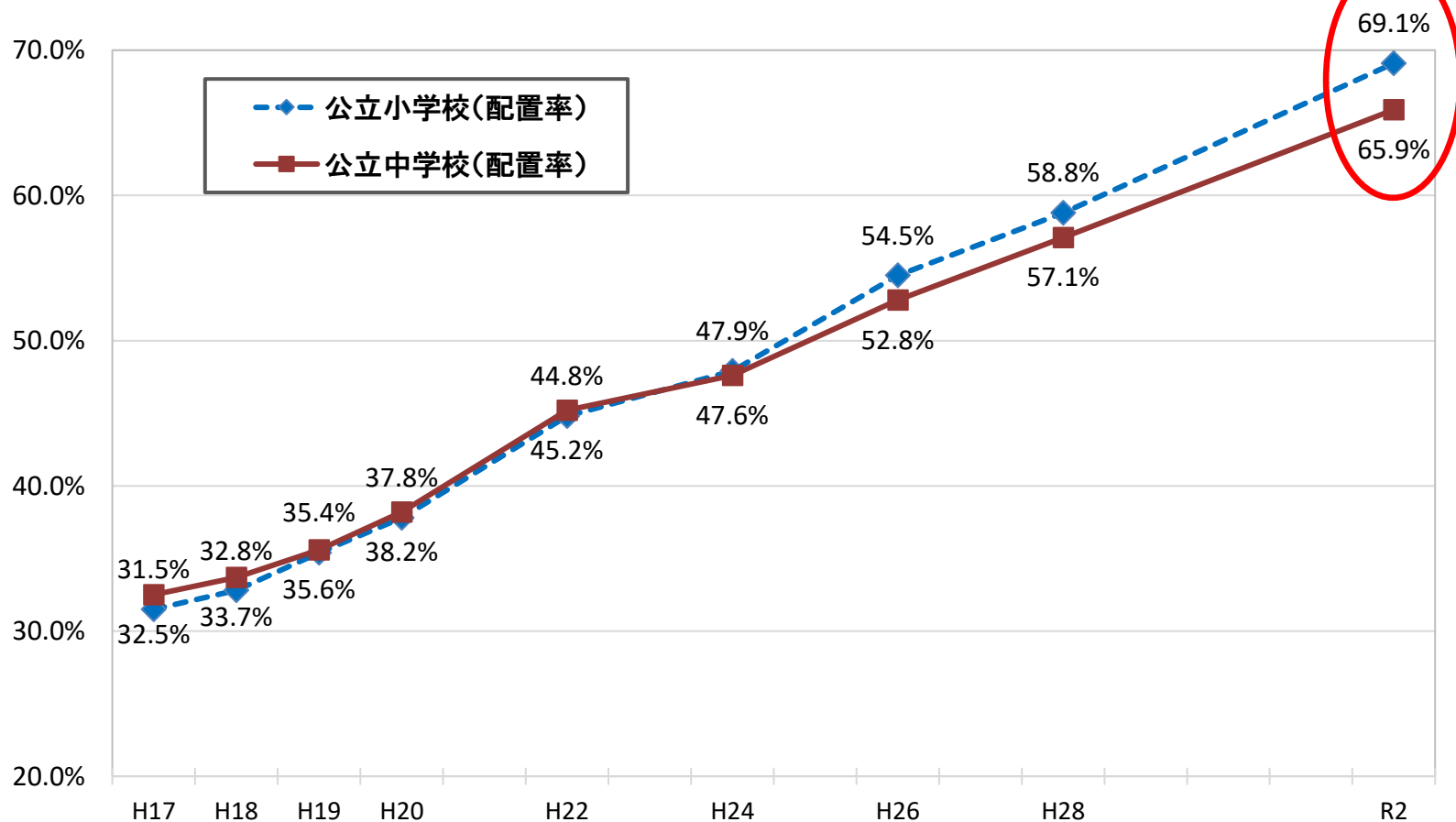


出典:文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

※「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、高等学校等4紙を目安として想定

公立小・中学校における学校司書の配置率の推移

公立小中学校における学校司書の配置率の推移

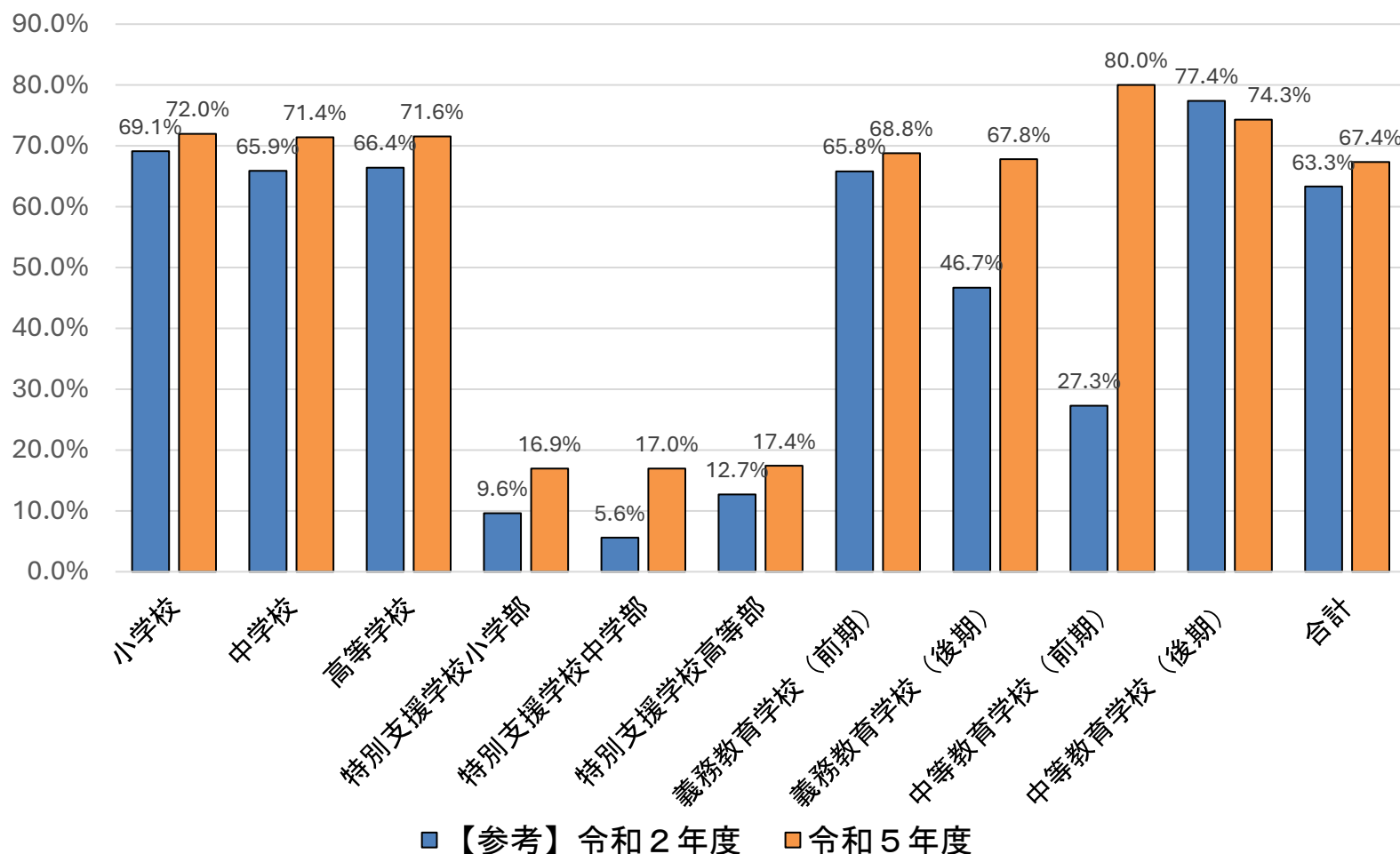


出典: 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

公立学校の学校司書配置状況

各学校種における学校司書の配置の有無

(令和5年5月1日現在)

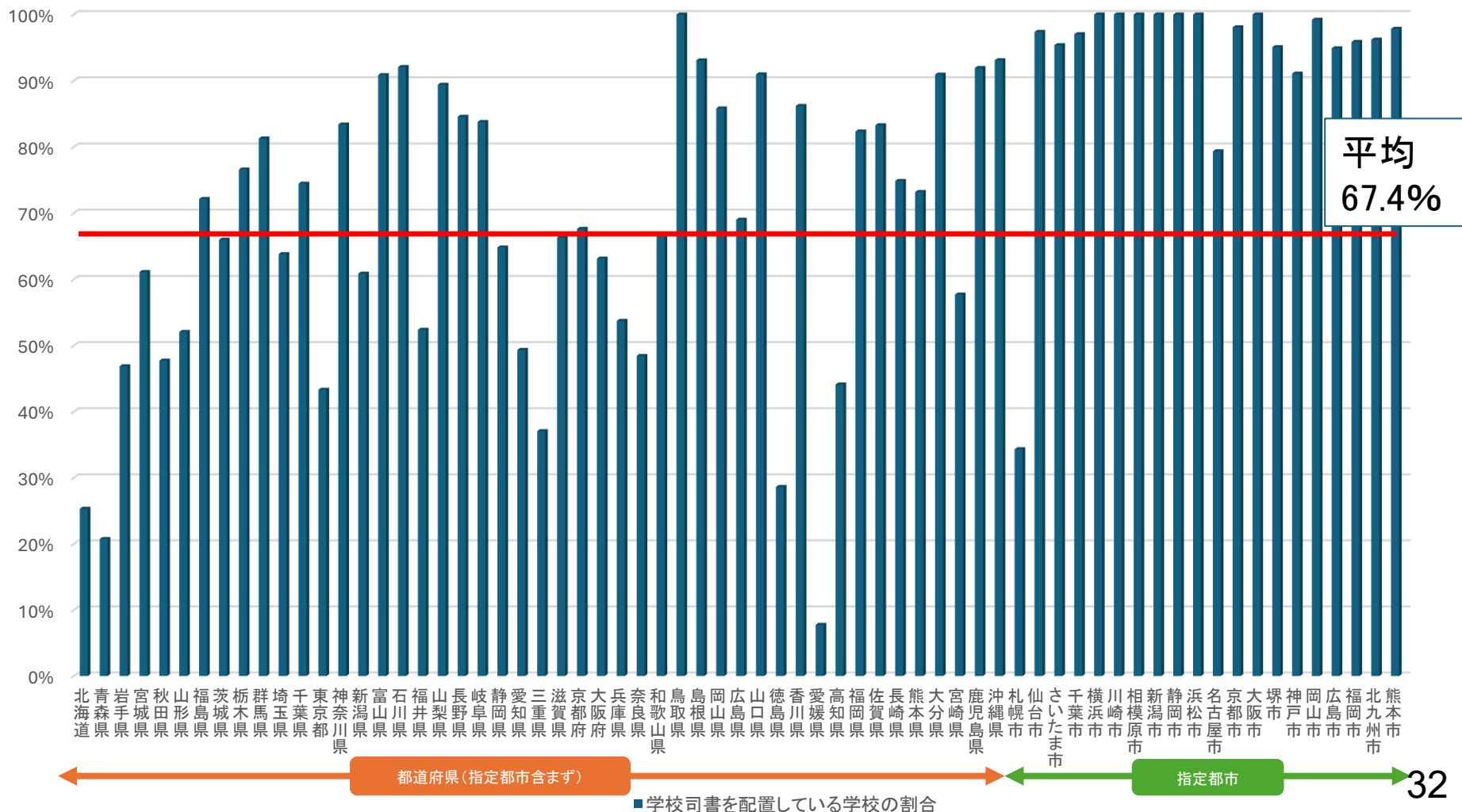


注: 上記は学校司書を配置している学校の割合。

「【参考】令和2年度」の数値は、令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果より。

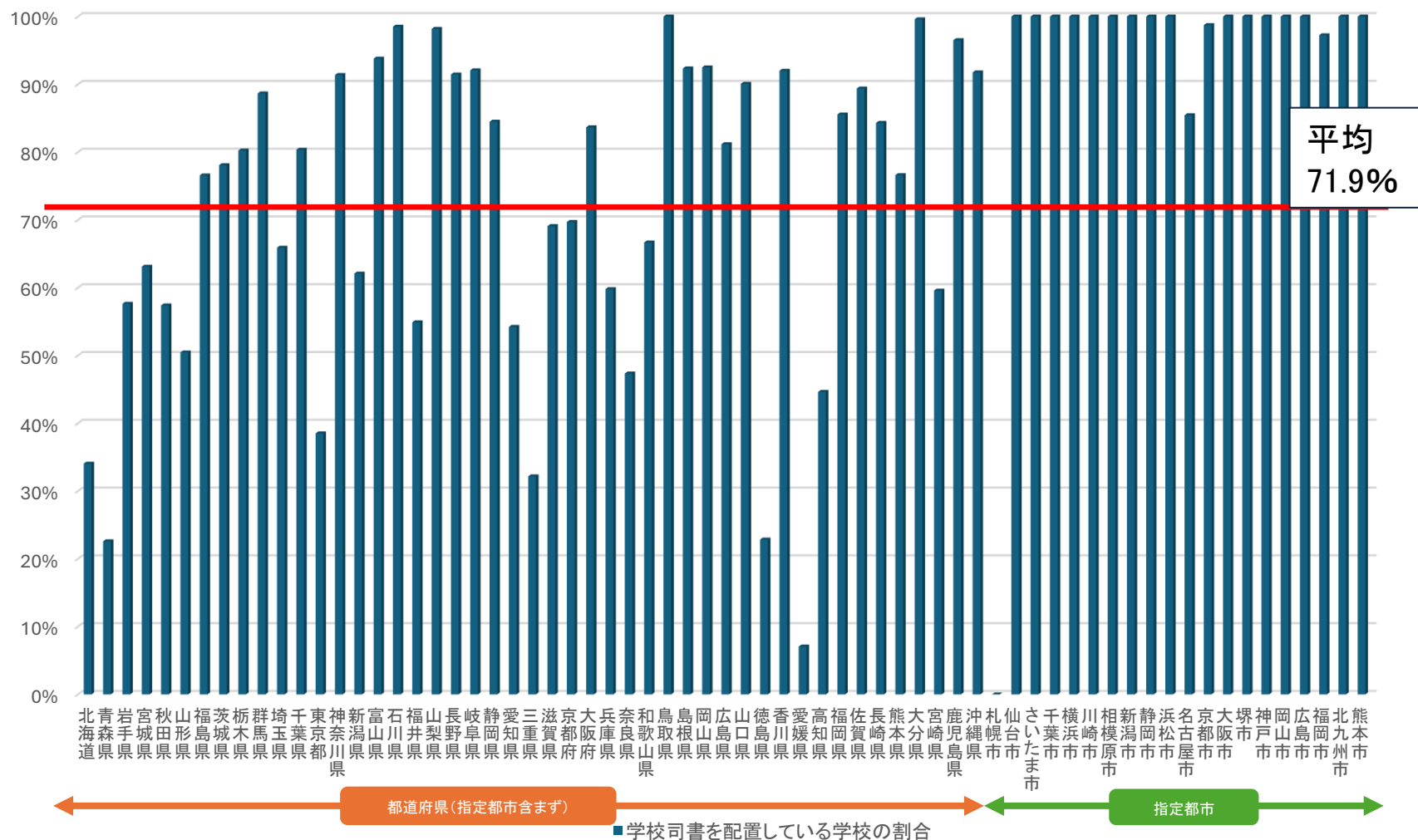
都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況
(設置者分合計)



都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

(小学校・義務教育学校(前期))

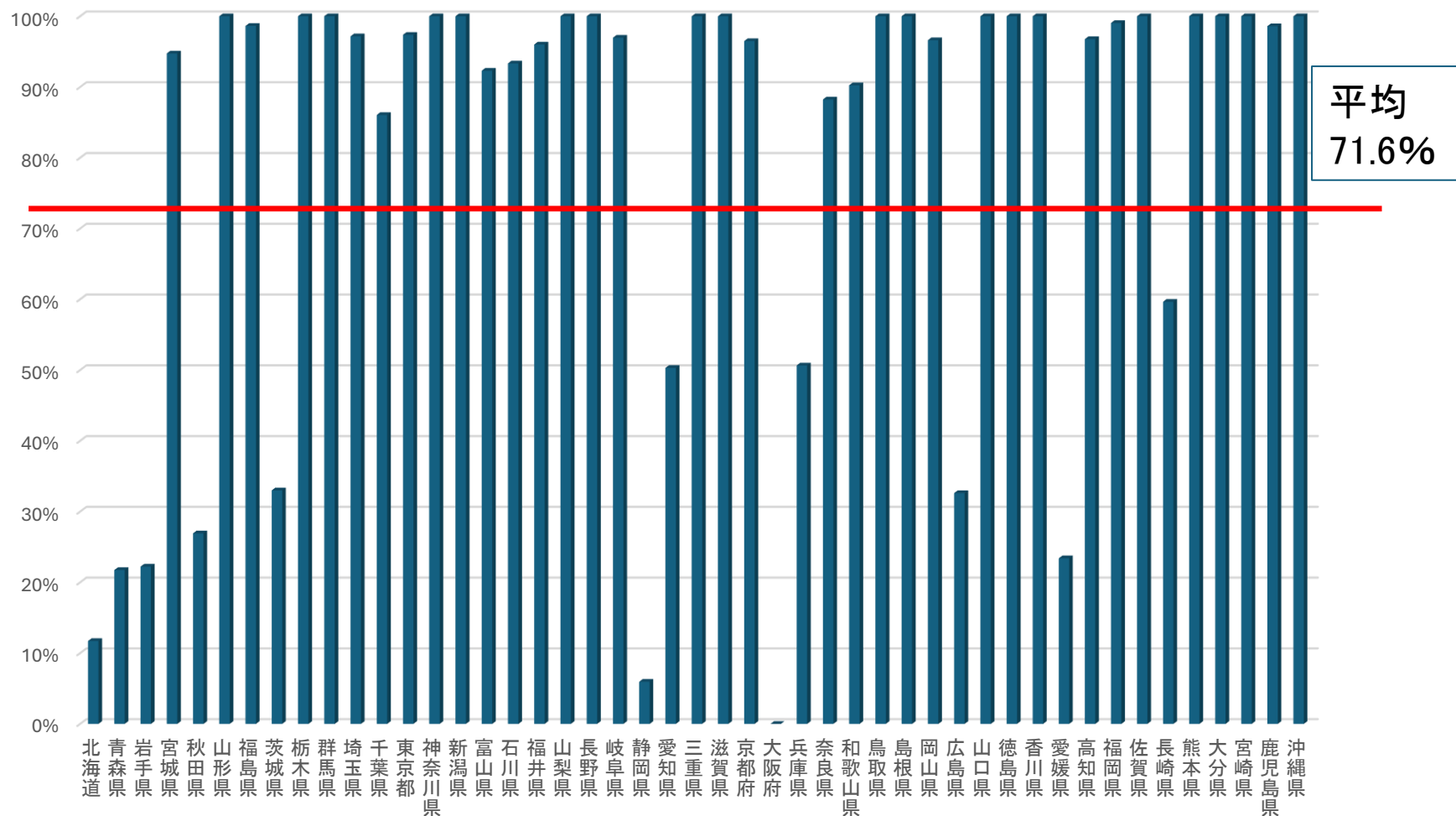


(中学校・義務教育学校(後期)・中等教育学校(前期))



都道府県別の学校司書の配置状況

(高等学校・中等教育学校(後期))

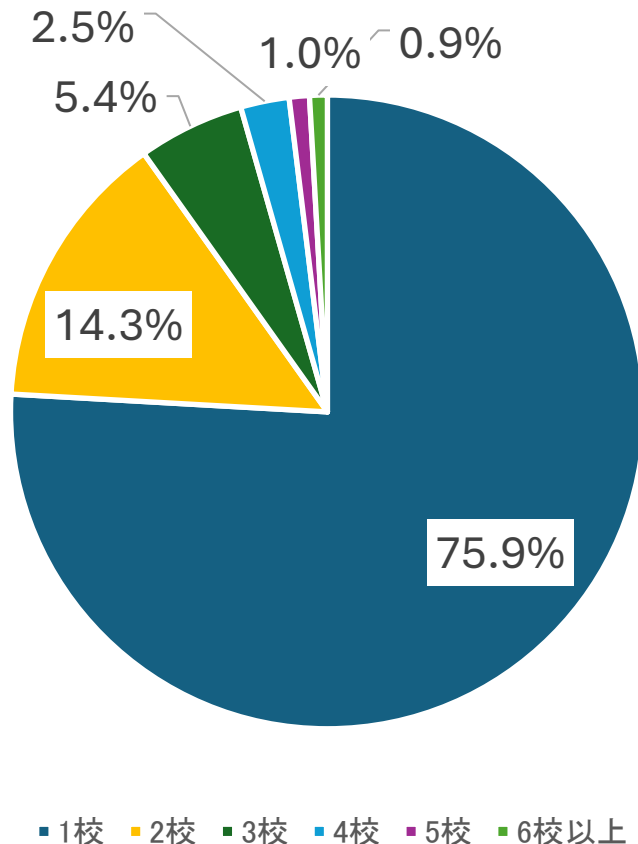


■ 学校司書を配置している学校の割合

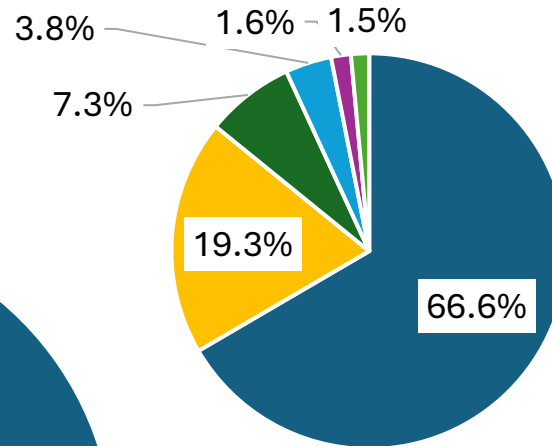
学校司書の兼任状況

(2) 学校司書の配置状況

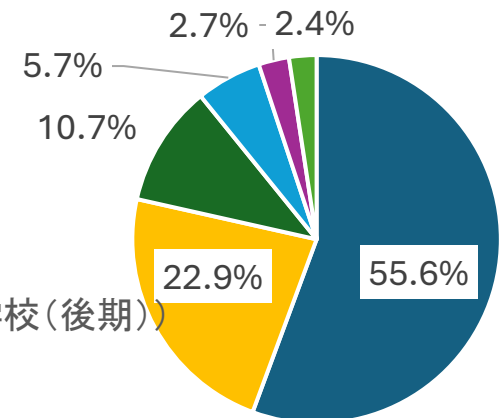
(設置者分合計)



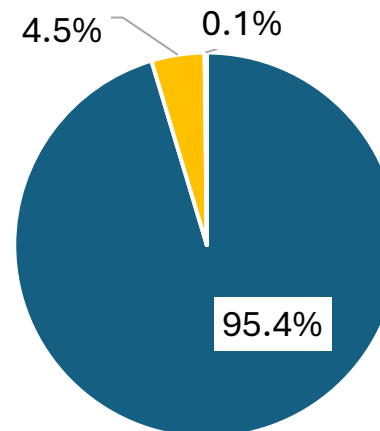
(小学校・義務教育学校(前期))



(中学校・義務教育学校(後期)・中等教育学校(前期))



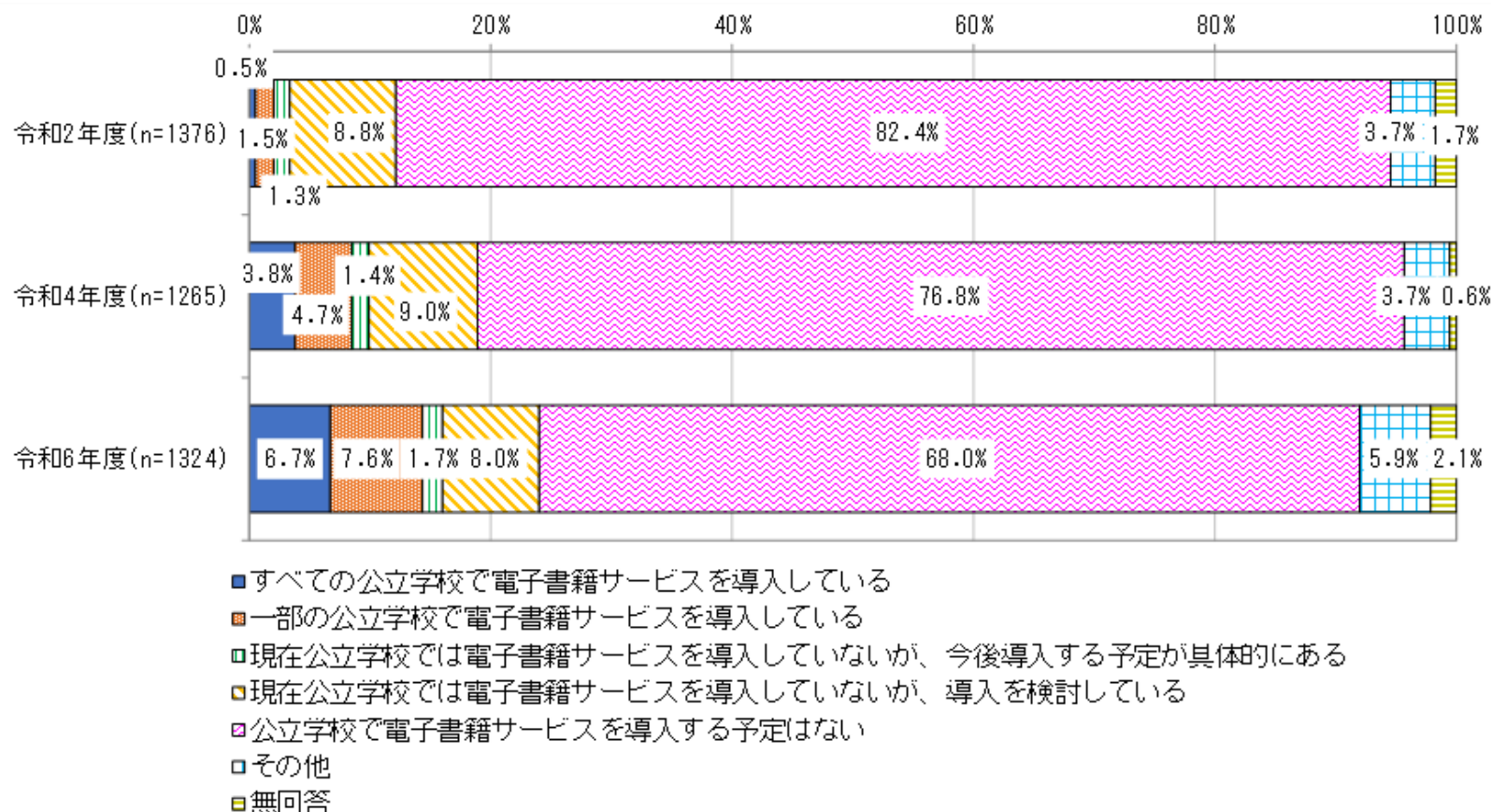
(高等学校・中等教育学校(後期))



※「設置者分合計」とは地方公共団体が設置している全ての学校の学校司書の人数(実人数)の合計であり、学校種を越えた重複配置を除いた数値である
(例: 小学校と中学校を兼務する学校司書が1人の場合、「設置者分合計」では1人と回答)。

公立学校における電子書籍サービスの導入状況

調査実施年度別では、すべて・一部で導入している合計が令和2年度(2.0%)、令和4年度(8.5%)、**令和6年度(14.3%)**と伸びている。



本調査における電子書籍の定義は、「電子機器(PC、タブレット端末、スマートフォン等)の画面で読むことができる書籍(青空文庫等の無料サービス、教科書、問題集は除く)」。令和4年度調査においては「電子機器(PC、タブレット端末、スマートフォン等)の画面で読むことができる書籍(教科書、問題集は除く)」、令和2年度調査においては「電子機器(PC、kindleなどの電子書籍専用端末、iPadなどのタブレット端末、スマートフォン等)の画面で読むことができる書籍等」。

学校図書館における障害者サービスの現状

●児童生徒等の読書環境の整備に資する多様な蔵書等の整備状況

出典：文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」
(令和元年度末時点)

		学校数	電子書籍	点字図書	拡大図書、 大活字図書	録音図書（音声デ イジー含む）	マルチメディアデ イジー図書	LLブック	外国語の 図書	映像資料
		所蔵している学校数の割合								
小学校		18,849	0.2%	42.5%	15.5%	5.2%	1.3%	6.2%	67.0%	12.0%
中学校		9,120	0.3%	19.6%	16.5%	5.7%	1.0%	4.0%	69.7%	15.3%
高等学校		3,436	1.4%	12.3%	8.7%	10.9%	0.6%	2.2%	66.1%	44.6%
特別支援学校	小学部	860	2.8%	20.7%	22.3%	17.9%	25.8%	10.8%	22.2%	40.9%
	中学部	854	2.5%	15.8%	16.2%	14.2%	21.0%	9.4%	21.1%	37.7%
	高等部	891	2.4%	13.8%	14.1%	13.9%	19.6%	9.4%	21.8%	36.9%
義務教育学校	前期課程	100	0.0%	41.0%	19.0%	8.0%	1.0%	13.0%	74.0%	15.0%
	後期課程	100	0.0%	19.0%	17.0%	10.0%	0.0%	7.0%	77.0%	18.0%
中等教育学校	前期課程	33	3.0%	9.1%	12.1%	15.2%	0.0%	0.0%	75.8%	36.4%
	後期課程	31	6.5%	3.2%	12.9%	12.9%	0.0%	0.0%	80.6%	38.7%
合計		34,274	0.6%	31.2%	15.2%	6.7%	2.7%	5.5%	64.3%	18.3%

学校図書館ガイドライン（平成28年11月29日初等中等教育局長通知）

（５）学校図書館における図書館資料

①図書館資料の種類

○発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。

例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデイジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

学校図書館における公共図書館との連携について

● 公共図書館との連携状況

		学校数	連携を実施している学校の割合	学校への資料貸出	定期的な連絡会	学校への訪問
				内訳（複数回答可）		
小学校		18,849	86.0%	95.6%	23.7%	26.5%
中学校		9,120	65.4%	88.7%	30.6%	21.5%
高等学校		3,436	54.5%	91.7%	16.5%	12.2%
特別支援学校	小学部	860	41.6%	83.2%	9.5%	25.4%
	中学部	854	38.1%	84.6%	9.8%	22.8%
	高等部	891	36.1%	84.5%	9.0%	20.2%
義務教育学校	前期課程	100	83.0%	90.4%	21.7%	32.5%
	後期課程	100	75.0%	88.0%	26.7%	34.7%
中等教育学校	前期課程	33	72.7%	83.3%	25.0%	20.8%
	後期課程	31	67.7%	85.7%	23.8%	19.0%
合計		34,274	73.7%	93.2%	24.2%	24.1%

出典：文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

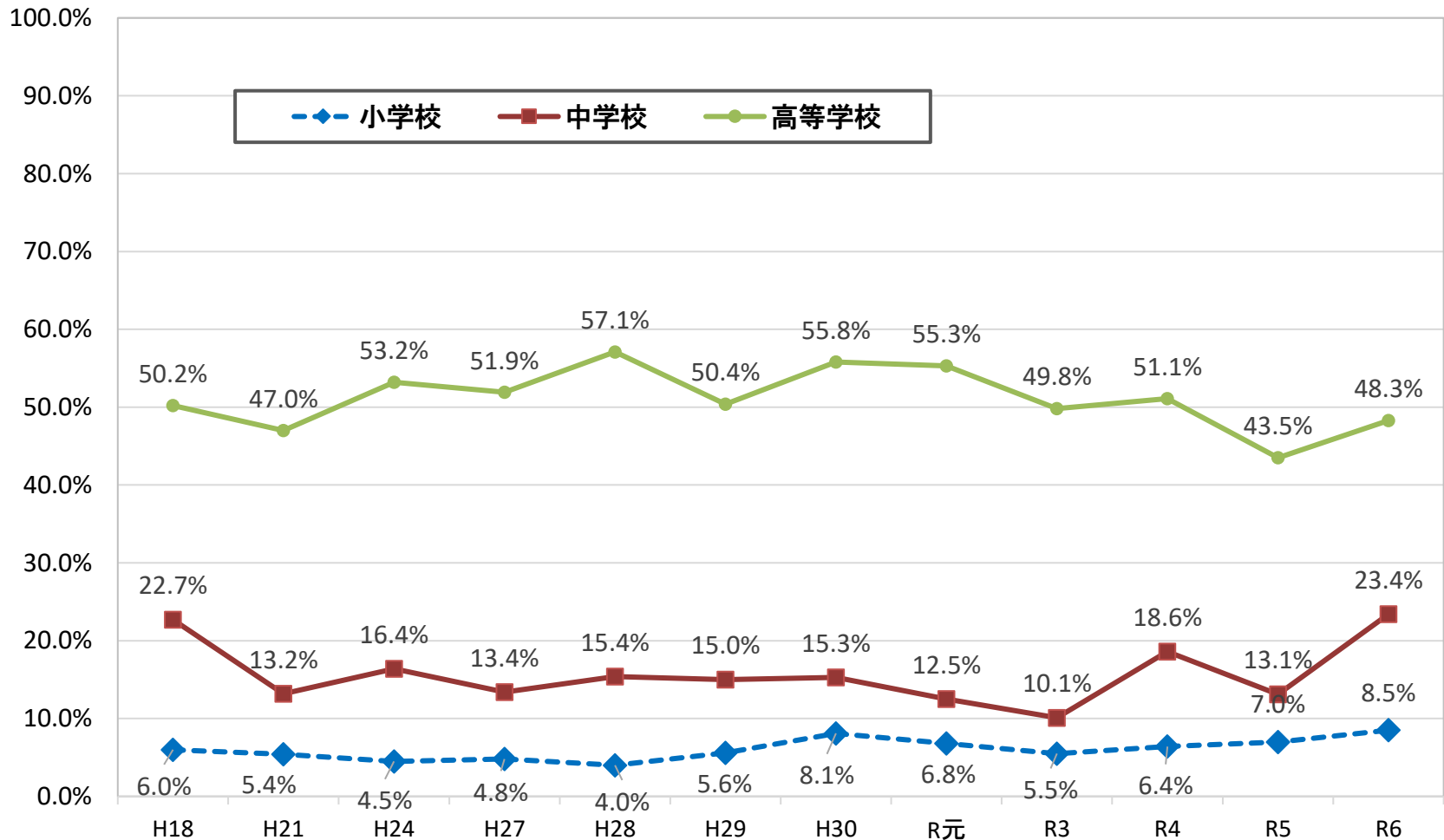
○読書活動の現状

子どもの読書活動の現状

① 不読率(0冊回答者)の推移

※「不読率」:1か月に1冊も本を読まなかった者の割合

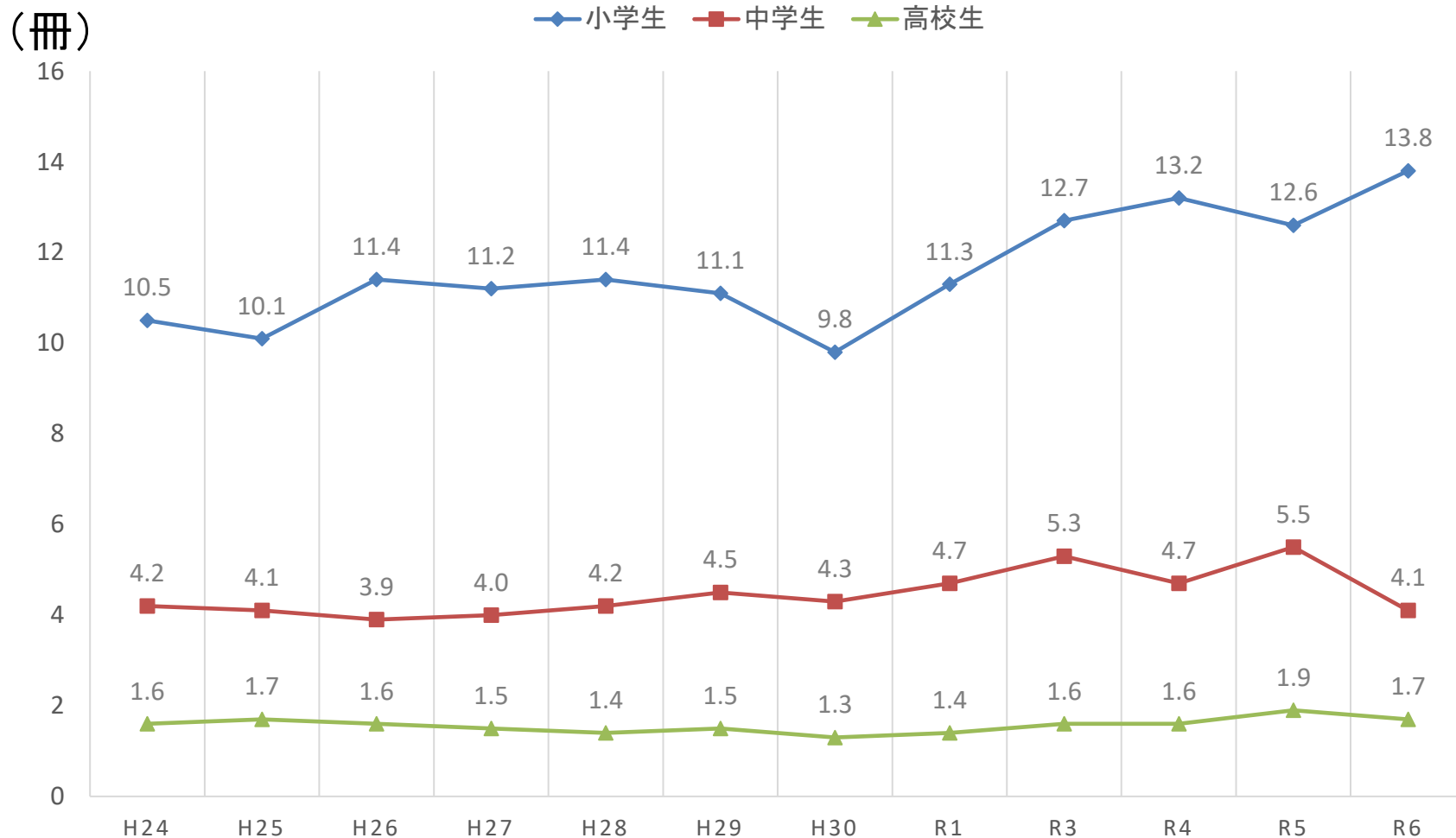
小・中・高全ての校種で上昇し、上昇の幅も大きい



出典:第69回学校読書調査(公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、調査未実施

② 1人当たり読書冊数(冊／月)



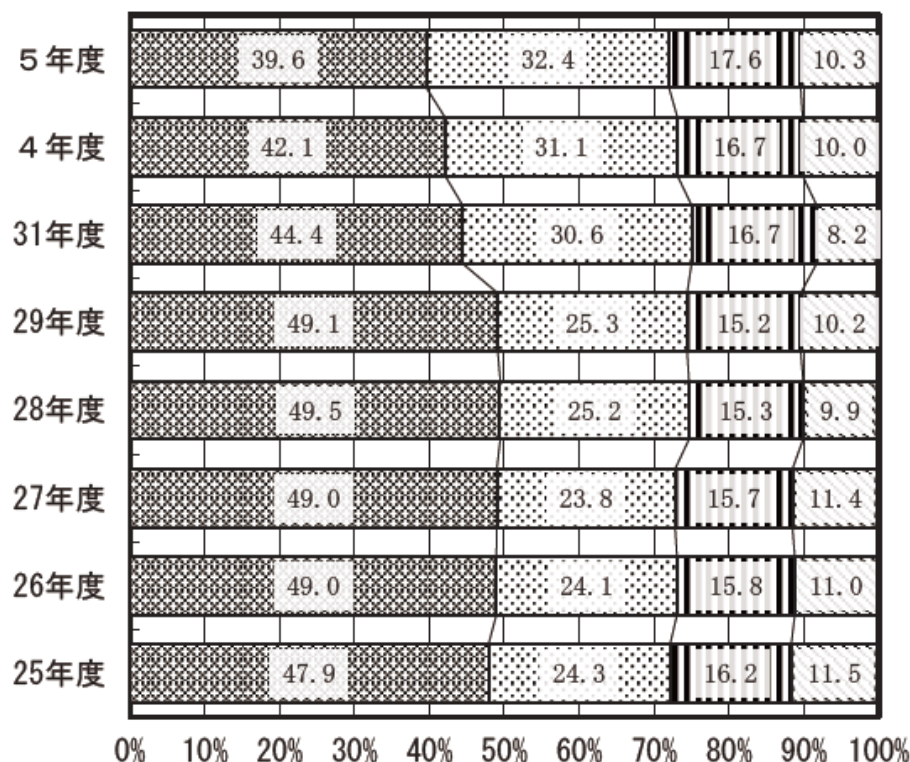
出典：第69回学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社）

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、調査未実施

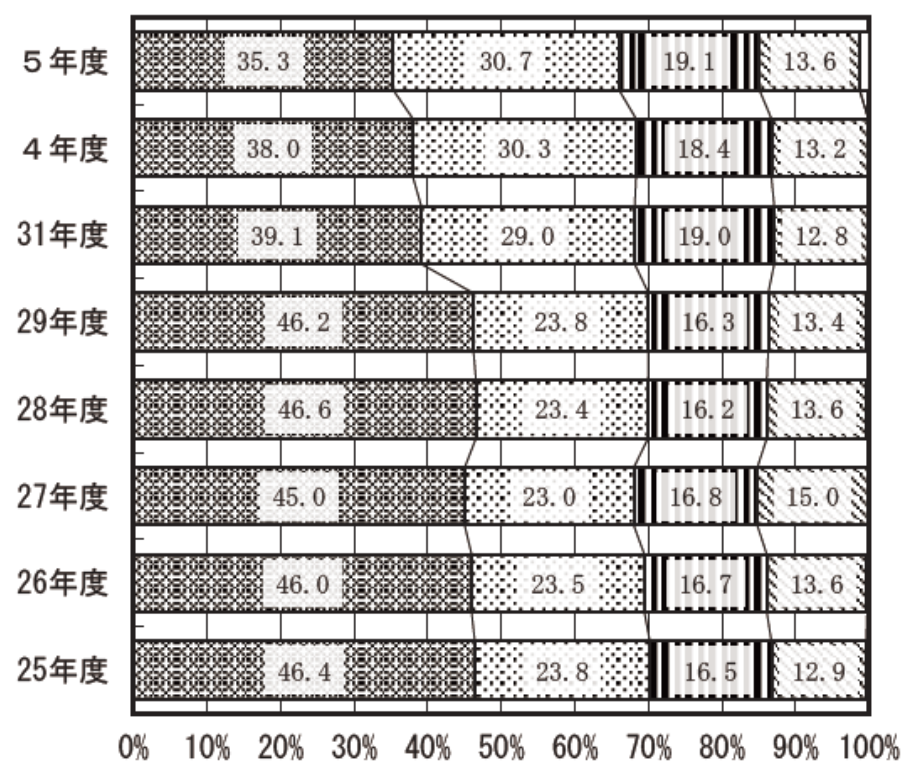
読書は好きですか



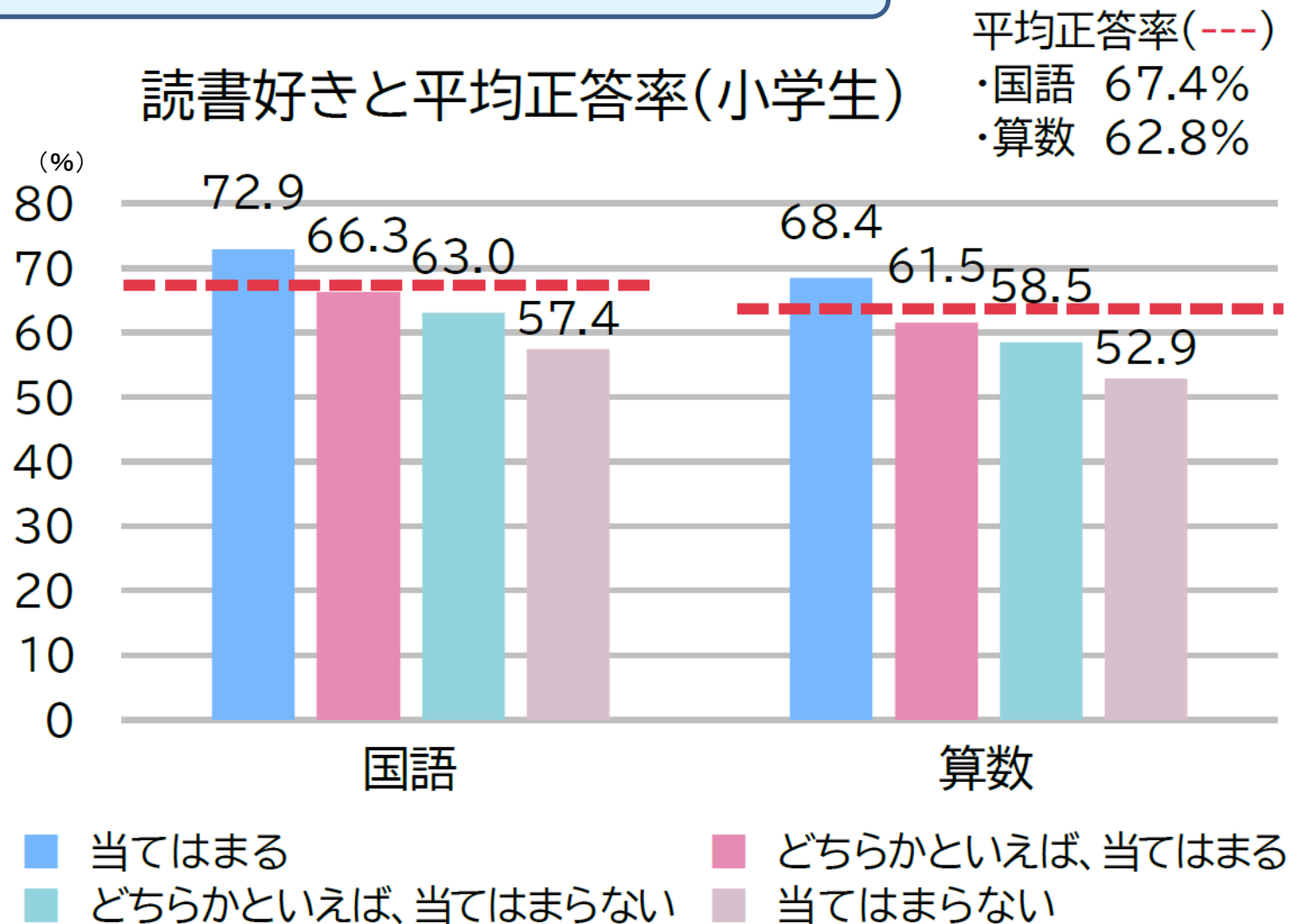
【小学校】



【中学校】



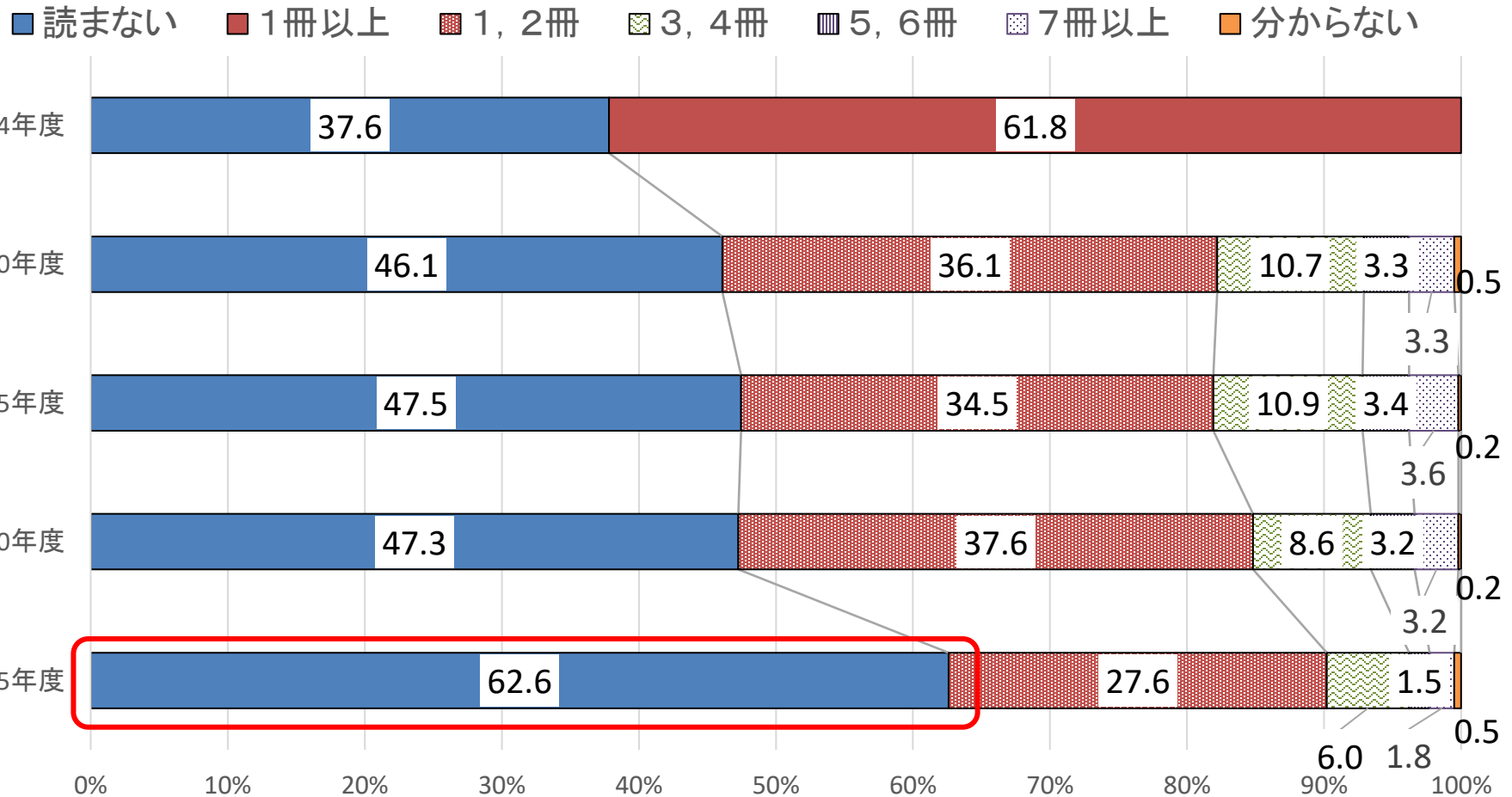
読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。



大人の読書量について 全国16歳以上の個人

①1か月に読む本の冊数

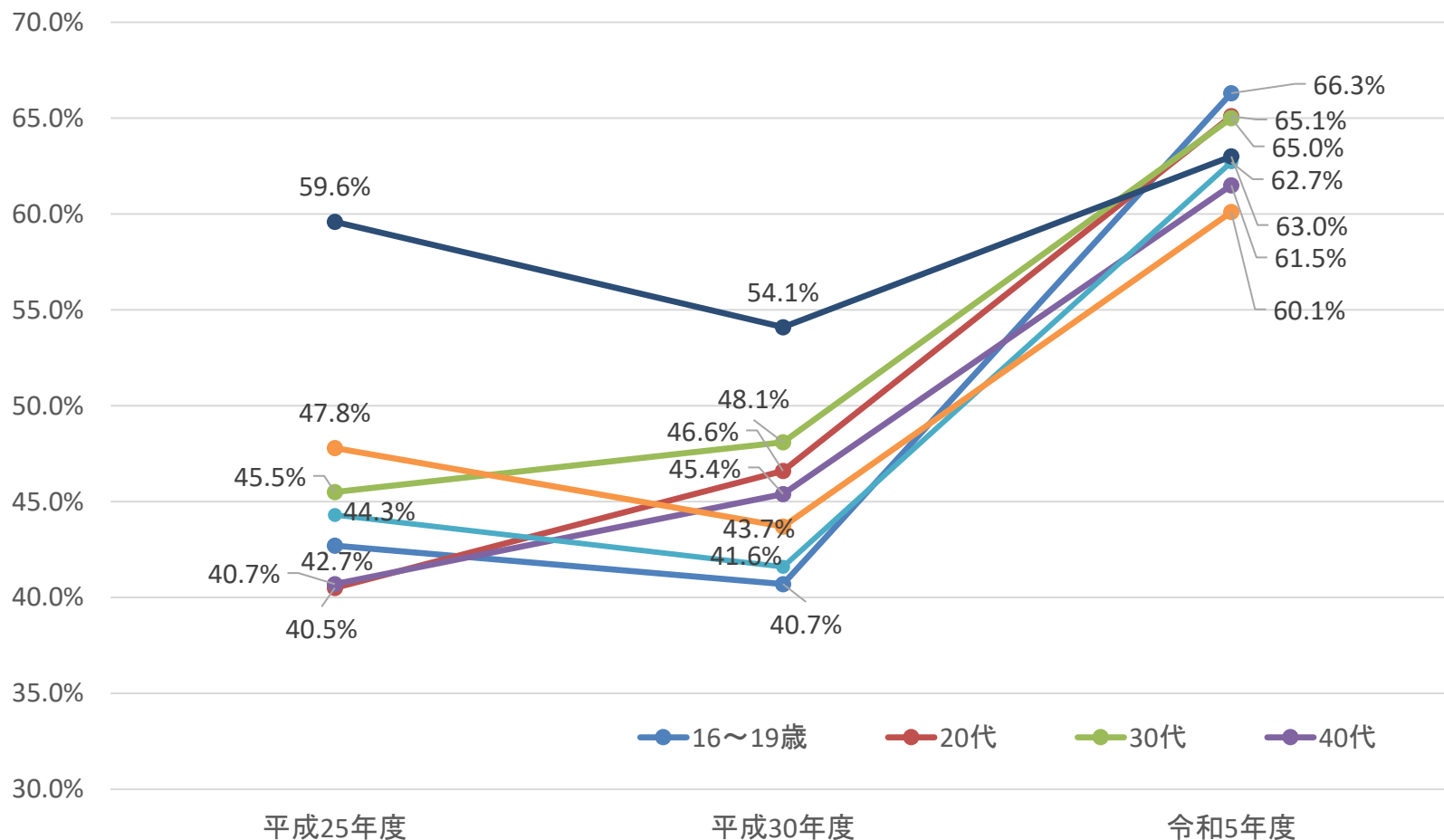
1か月に本を1冊も「読まない」と、62.6%が回答



※調査方法の変更のため、令和元年以前の調査結果は参考値となり、比較には注意が必要

②年齢別・1か月に本を1冊も読まない割合

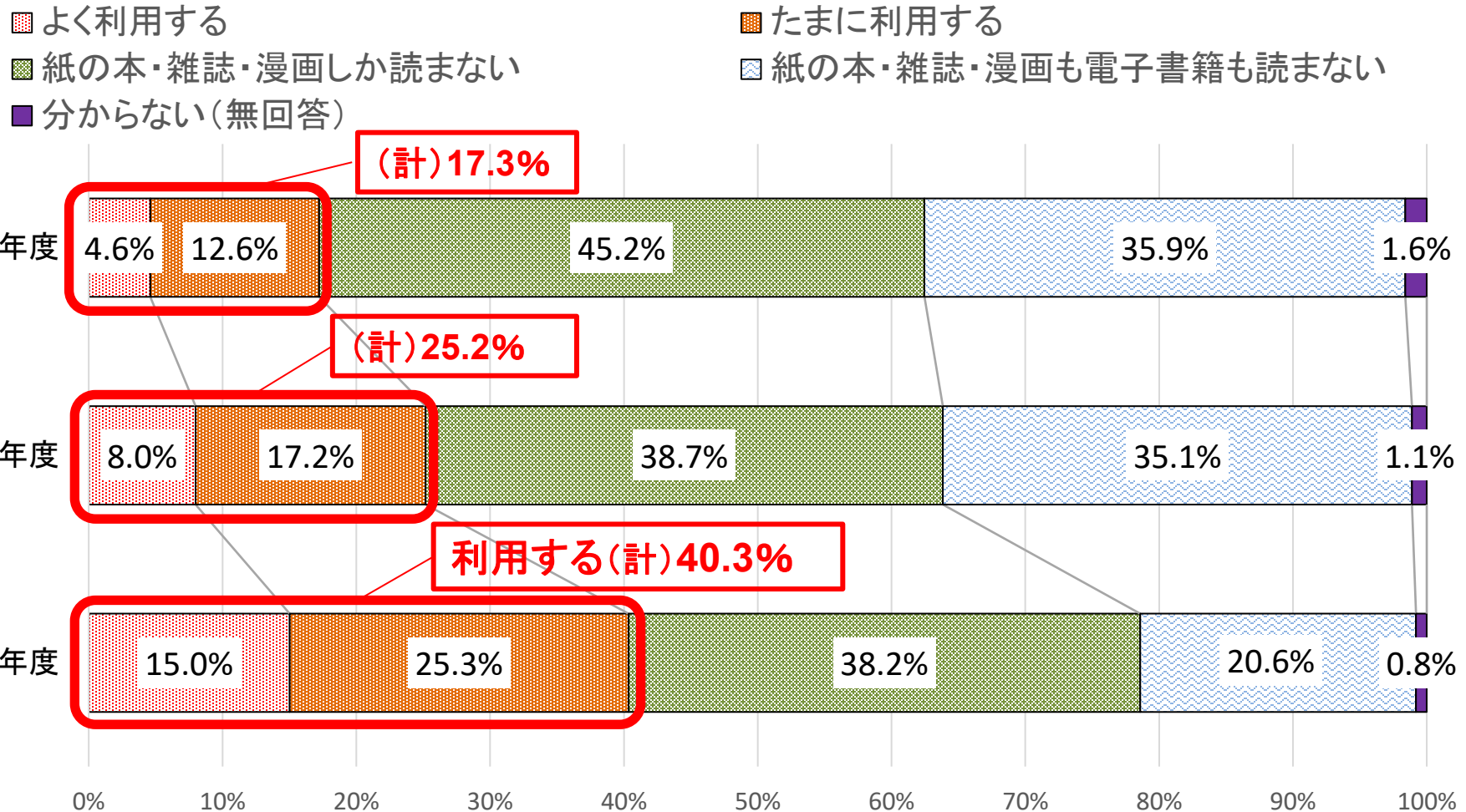
特に10代から60代の「読まない」割合が増加



※調査方法の変更のため、令和元年以前の調査結果は参考値となり、比較には注意が必要

電子書籍の利用について

電子書籍の利用状況(漫画や雑誌を含む)

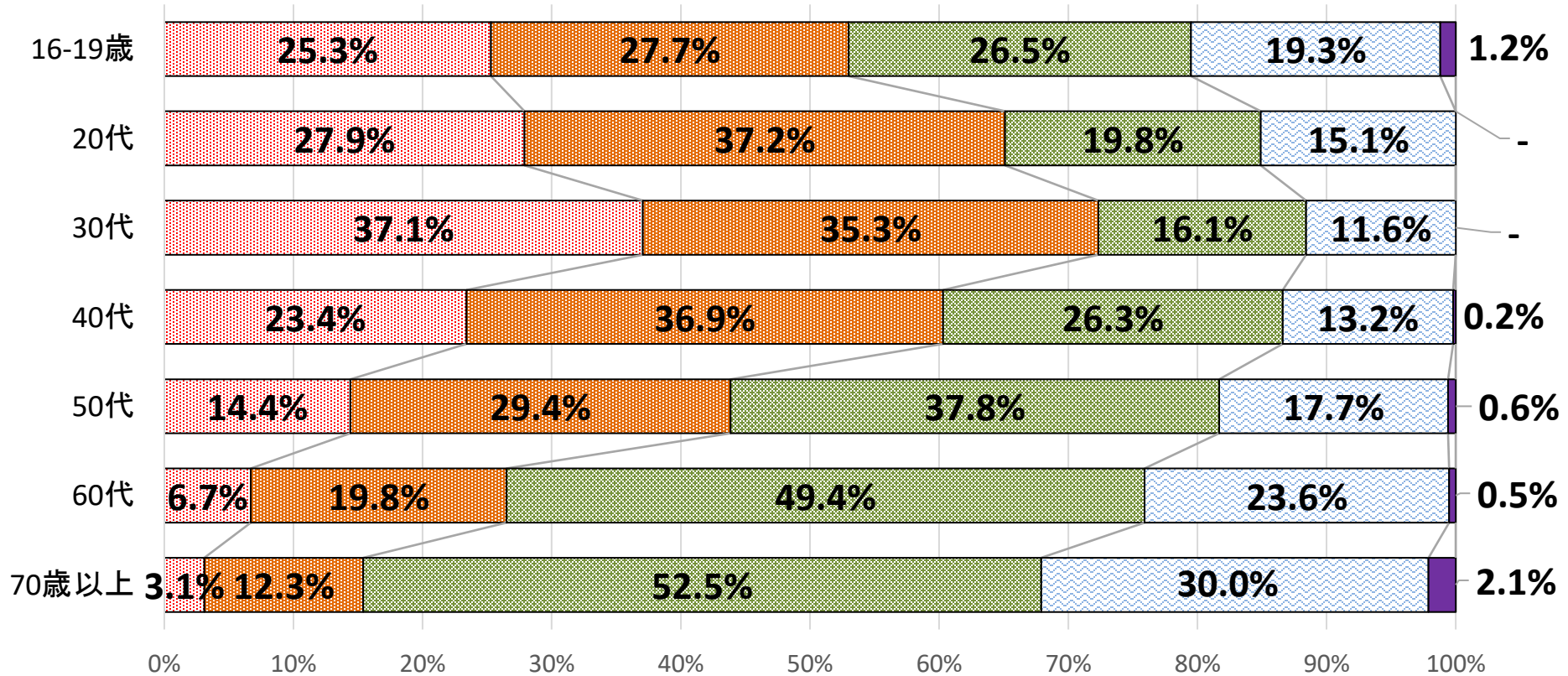


※調査方法の変更のため、令和元年以前の調査結果は参考値となり、比較には注意が必要

電子書籍の利用について

年齢別の電子書籍の利用状況(漫画や雑誌を含む)

- よく利用する
- 紙の本・雑誌・漫画しか読まない
- たまに利用する
- 紙の本・雑誌・漫画も電子書籍も読まない
- 分からない(無回答)



※調査方法の変更のため、令和元年以前の調査結果は参考値となり、比較には注意が必要

○図書館関係動向、計画等

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化
 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。**公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特別校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（概要）

～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～

はじめに

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画（令和5年閣議決定）を踏まえ、「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」についてとりまとめ。

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

<生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿>

人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会

<デジタル社会への対応>

デジタル化の恩恵を享受し、誰一人取り残されない社会の実現、デジタルデバイドの解消

<社会的包摂への対応>

社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献

<生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方>

社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材には大きな役割が期待

<生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの>

【初等中等教育】 学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組む力、最適な学習方法を選択する自己調整力を育む

【高等教育】 自ら課題を設定し、その解決を発見できる自律性を伸ばし、学びを活かして社会を牽引できる人材を育成

【リカレント教育】 職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意思で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

今期重点的に議論した事項

1. 社会人のリカレント教育

企業 未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資を行い、キャリアと事業のマッチングを実施。高等教育機関等外部機関との協力の下、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供する。また、社員の学び直しの成果に対し、より一層高い評価と処遇で対応

社会人 新しい分野に挑戦する越境経験や、年齢に応じたキャリアプランの設計、主体的にキャリアを形成・選択することが必要。学びそれ自体は目的ではなく手段であり、自らの成長を実感する精神的な豊かさから、幸福や生きがいにつなげることが必要

高等教育機関 企業ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムの開発、社会人が学びやすい教育環境、企業において適切に評価される「学びと成長のエコシステム」を構築が急務

地域社会の知の基盤として、地方公共団体や地元企業などとの連携を強め、地方創生の拠点、学習者同士のコミュニティを創出が必要

今期重点的に議論した事項

放送大学 社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題に対応、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットや、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできる高等教育機会の実現が必要

専門学校 専門職業人材を対象とした受講者のスキルをアップデートするリカレント教育プログラムの開発、専門学校における高等教育機関としての位置づけの明確化等の制度整備を受け、学修継続の機会確保、社会的評価の向上への対応が必要

学習歴のデジタル化 スキルの可視化や人材流動性向上等のため、NQFの検討や学校段階での修了証明のデジタル化などの取組が有効

2.障害者の生涯学習

多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要

大学での履修証明プログラムを活用した学び、公民館・図書館・博物館、放送大学等、多様な主体が連携したライフワイドの視点での生涯学習機会の提供が必要

3.外国人の日本語の学習

我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要

日本語教育機関認定制度の着実な実施により、外国人に対する日本語教育の環境整備に取り組む

4.社会教育人材

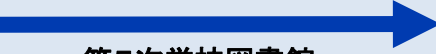
社会教育の裾野の拡大を踏まえ、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る以下の方策等に取り組む。

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進（オンライン化やオンデマンド化等）
- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進（好事例等の周知、講習の開講促進・定員増加等）
- ・社会教育人材のネットワーク化等に取り組む

今後の展望

- ・ 社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わり。
- ・ 社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待。

図書館・学校図書館・読書活動に関する国の計画

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
子供の 読書活動	 第4次子供の読書活動推進基本計画 第5次子どもの読書活動推進基本計画 (令和5年度～令和9年度)						
読書 バリアフ リー	 読書バリアフリー基本計画					 次期 読書バリアフリー 基本計画	
学校 図書館	 第5次学校図書館 図書整備等5か年計画 (平成29年度～令和3年度)			 第6次学校図書館図書整備等5か年計画 (令和4年度～令和8年度)			R7 学校図書館の 現状に関する 調査
	学習指導要領の改訂 R2～小学校 R3～中学校 R4～高等学校						

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

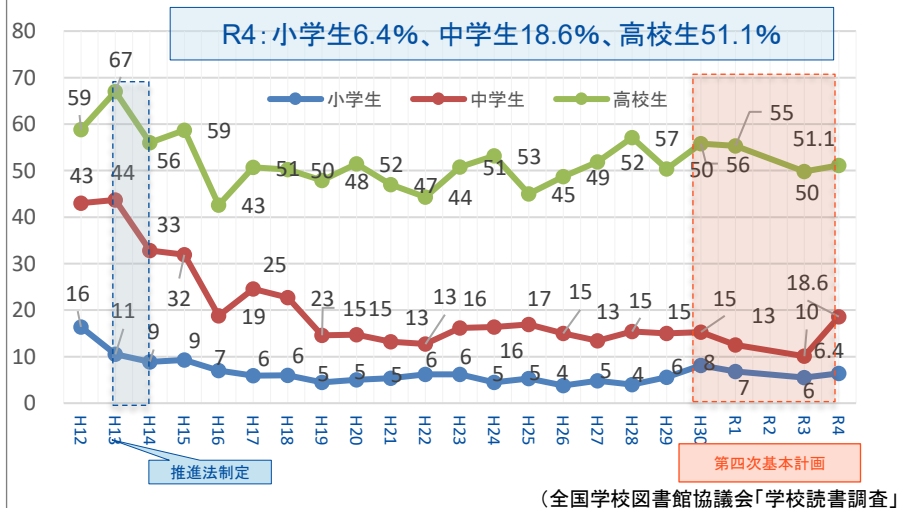
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加
(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い
(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村	市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%） 目標：市：100% 町村：80%以上
-----	--

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有**

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

V 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）【概要】 （読書バリアフリー基本計画）

令和7年3月28日
文科大臣・厚労大臣決定

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和7～令和11年度の5年間）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの充実に努める。
- ・生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・視覚障害等のある教職員への支援
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実のための専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム（みなサーチ）に係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの積極的な周知や利活用促進のための研修会の開催
- ・会員加入の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館の運営者における製作手順や仕様基準の共有及び製作技術の向上のための研修の充実
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みについての検討
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、国が主導し実証調査を実施

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者等との検討の場を設置
- ・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、サービスの認知度の向上

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による障害の特性に即した端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する社会の変化に対応した研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の確保と養成

基本的施策に関する指標

- ・「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

令和4年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

	単年度:480億円	5か年計:2,400億円
図 書	199億円	995億円
増加冊数	39億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】	195億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】
更新冊数	160億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】	800億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】
新 聞	38億円	190億円
小・中学校等	26億円 うち小学校等:2紙 中学校等:3紙	130億円 うち小学校等:2紙 中学校等:3紙
高等学校等	12億円 【高等学校等に5紙配置】	60億円 【高等学校等に5紙配置】
学校司書	243億円 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】	1,215億円 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】

書店・図書館等の連携による読書活動の推進について ～書店・図書館等関係者における対話のまとめ～（概要）

令和6年4月 書店・図書館等関係者における対話の場

1 書店・図書館等の現状と課題

- 出版市場全体をめぐる状況は厳しく書籍・雑誌販売額は減少傾向。書店の数は減少が続き、10年で約3割減少。全国市町村の26.2%の自治体には書店が存在しない。
 - 図書館数増加の一方、施設の老朽化や建て替えなどの課題を抱え、地方財政の悪化等を背景に図書購入費も減少、貸出冊数も伸び悩む。
- ➡書店・図書館等関係者が協力して、読者人口を増やす「読者育成」を目指すことは両者に大きな意義があることを確認。

2 書店・図書館等の連携促進に向けて

連携促進に係る検討事項

過度な複本購入の検証、地元書店からの優先仕入れの推奨、図書館と書店が共存できるルールづくりの検討が求められたことを踏まえ、最新の調査に基づき、複本や地元購入の状況を確認し、共通理解を図った。

- 複本の状況について、ベストセラー一本の複本は平均1.46冊で、図書館の約6割の図書館の複本は「2冊未満」で過度とはいえない状況。
 - 図書館の所蔵・貸出が新刊書籍市場に与える影響について、最新の実証研究に基づき、以下を複本にかかる共通認識とした。
 - ① 平均すれば、全体として図書館による新刊書籍市場の売上へのマイナスの影響は大きくないこと
 - ② 同時にそれは一部のベストセラーに限ればマイナスの影響が小さくないこと
 - 地元書店からの購入状況については多くは自治体内から購入している現状にあること、一方で、装備を含めた上での定価購入や、それに加えて割引による購入を求める自治体は一定数あることを共有した。
- 上記を踏まえ、以下について図書館、書店、出版等関係者へ共通理解や検討を求めていく必要があるとしている。
- 複本や購入のあり方については、形式的なルール等よりもまずは関係者間の相互理解が重要である。
 - 複本への問題提起に対して、書店、出版等関係者は、先述の①にあるように図書館による売上への影響は全体として大きくないことを共通の理解とする必要がある。同時に、図書館等は②にあるように一部ベストセラーに関しては書籍市場へ与える影響は小さくないことを理解する必要がある。図書館は将来にわたり多種多様な資料を収集・整理・保存・提供していく使命を果たしていくことが求められる。
 - 図書館の主たる評価指標が貸出冊数に置かれていることが過度な複本の理由であれば、多様な評価指標を取り入れる等の対応も検討する必要がある。
 - 書店は、図書館が地元書店から購入する際に装備に係るコストを考慮することを期待している。この点について、図書館・書店等関係者が課題意識を共有し、所要のコストを含む図書館予算の充実に向け、自治体内の理解を求めていくことが重要である。

書店・図書館等の連携促進方策

○ 具体的な連携促進のモデルについて検討し、以下のような提案が示された。

① 書店在庫情報システムの開発と図書館との連携

図書館内に小売書店管理の書籍注文ができる端末を設置し、書籍販売を促すことや、図書館のOPAC(オンライン蔵書目録)と地域の書店の在庫システムを連携させることにより、本へのアクセスの向上を図る。

② 書店での図書館資料の受け取りや返却

図書館で予約した書籍を、書店で受け取れるようにする工夫も考えられる。休館日がなく営業時間も長い書店では利用者の利便性向上につながり、受け取りサービスを行う書店で、来店客の増加や売上に良い影響を与えている例もある。

③ 図書館での書籍販売

書店がない地域での図書館による書籍販売。

④ 図書館員の推薦により本を表彰する「図書館本大賞」(仮称)の創設

全国からランダムに選出された図書館司書等から最も多くのお薦めを得た地域の作家の本を表彰する「図書館本大賞」(仮称)を創設。

⑤ 書店・図書館等の連携による優良事例の収集・普及

国において、地方自治体、書店等関係者と協力し、全国各地で行われている特徴的な連携の取組を事例集としてまとめ、広く情報発信。等

3 今後の検討

- 書店・図書館等の連携を図るためには、国において一定のルールを示すのではなく、関係者間の相互理解を積み上げ、協力出来るところから始めることが必要。
- 令和6年度以降は、本対話の場を、書店・図書館等の関係団体の代表者等から構成される協議会として、より組織的な体制に発展的改組する。

図書館における多種多様な資料選択、装備のあり方も含めた地元書店からの優先的購入等の論点について、書店・図書館等の現状に係るエビデンスの収集・分析とこれに基づく関係者間のガイドラインの必要性などについて引き続き検討する。

国は書店・図書館等の連携に係る優良事例の普及等の必要な支援を行う。

書店・図書館等関係者における対話の場 構成員（敬称略・五十音順）

浅野 隆夫（札幌市役所まちづくり政策局 政策企画部プロジェクト担当部長・札幌市中央図書館調整担当部長）

井之上健浩（株式会社久美堂代表取締役社長）

今村 翔吾（日本文藝家協会会員、作家）

植村 八潮（公益社団法人日本図書館協会常務理事、専修大学文学部ジャーナリズム学科教授）

◎大場 博幸（日本大学文理学部教育学科教授）

○岡部 幸祐（公益社団法人日本図書館協会専務理事兼事務局長）

私市 憲敬（株式会社新潮社文化事業部・社長室部長）

曾木 聡子（公益社団法人日本図書館協会常務理事兼総務部長、前浦安市立図書館長）

高井 和紀（全国都道府県教育長協議会第2部会委員・青森県立図書館副館長）

高島 瑞雄（株式会社高島書房代表取締役社長）

成瀬 雅人（株式会社原書房代表取締役社長）

春山 正実（全国市町村教育委員会連合会事務局次長）

○松木 修一（一般財団法人出版文化産業振興財団専務理事）

吉本 馨（全国公共図書館協議会、大阪府立中央図書館長）

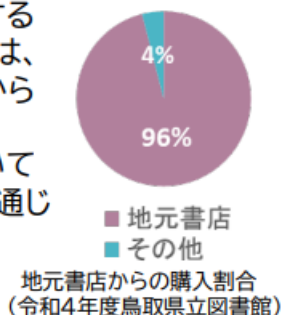
◎座長 ○副座長

図書館・書店等の連携事例（事例集より抜粋）

地元書店からの購入

鳥取県立図書館（鳥取県）

図書館で購入する図書・雑誌などは、原則地元書店から購入している電子書籍についても、地元書店を通じて契約している



塩竈市民図書館（宮城県）
山形市立図書館（山形県）
白河市立図書館（福島県）
宇佐市民図書館（大分県）等

地元古書店と連携した取組

千代田区立千代田図書館（東京都）

地元の古書店連盟と図書館が連携した展示を年に数回実施
テーマごとに古書店をセレクトし、店舗の特徴や古書を図書館内で展示・紹介することで、図書館の来館者に古書店街や古書の魅力を伝える

書店での図書館資料の受け取りや返却

町田市立図書館（東京都）

インターネットやリクエスト用紙で予約した市立図書館の書籍を書店で受け取り・返却ができるサービスを実施
書店への訪問機会が増加し、児童書等の売り上げが前年同月比1～2割増となった

図書装備の工夫

幕別町図書館（北海道） 瀬戸市立図書館（愛知県）

地元書店から購入した図書の装備を福祉事業所において実施

図書館での
レクチャーの
様子（幕別町）



市立留萌図書館（北海道）

地元書店から購入した図書の装備を書店を応援する地域のボランティアが実施

書店と連携した読書活動

島根県立図書館（島根県）

●学校司書研修とブックフェアの同時開催
図書館が実施する学校司書研修にあわせて、書店が主催するブックフェアを開催
研修の日程に合わせて開催することで、一定の参加者が見込め、図書の販売につながっていく

豊田市中心図書館（愛知県）

●書店での読み聞かせ活動
書店で開催されている読み聞かせで図書館の本を活用
図書館と書店が資料や人を交えて連携することで、それぞれの利用者が行き来する流れができた

鹿児島市立天文館図書館（鹿児島県）

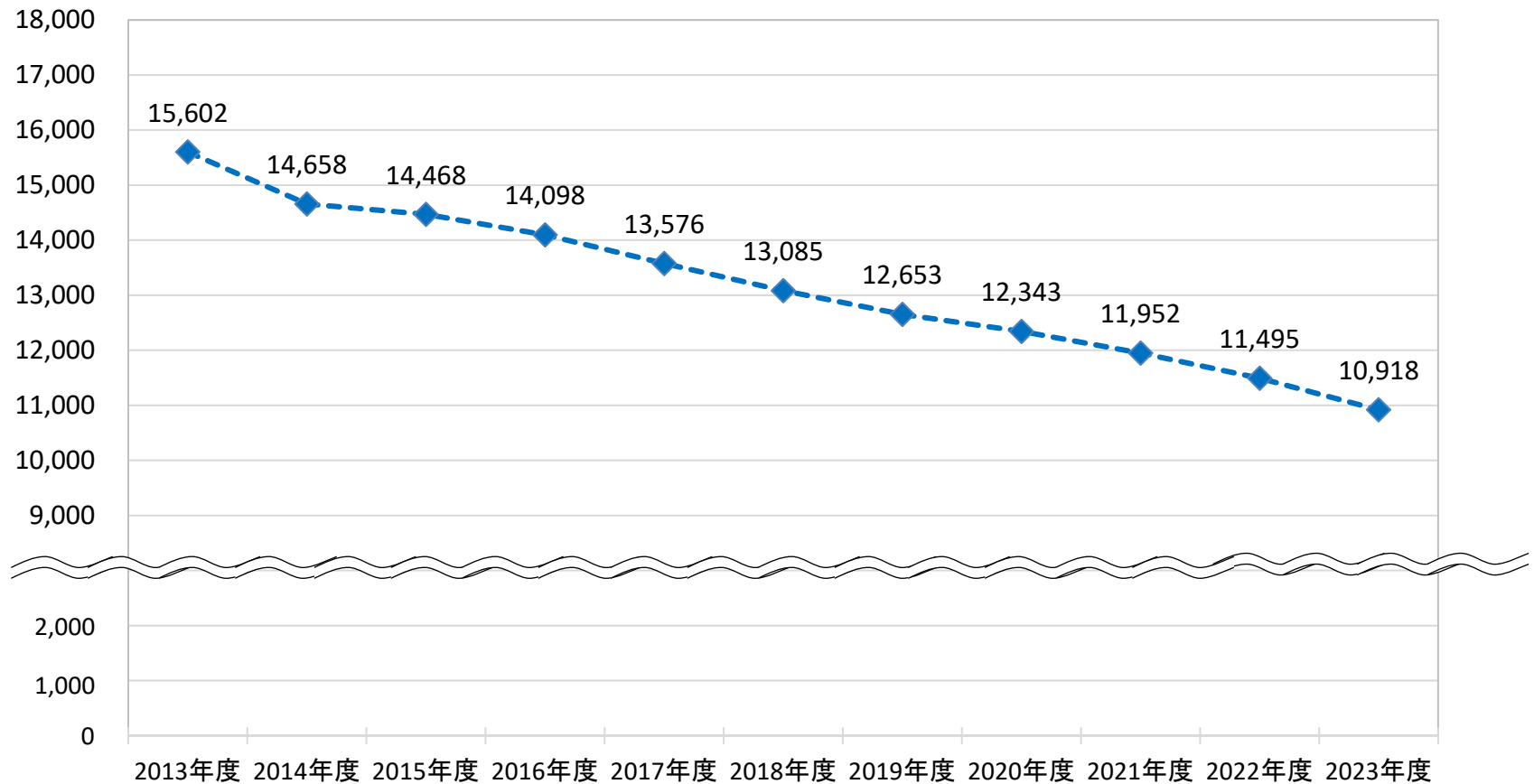
●スタンプラリーの実施
図書館周辺にある古書店と文学館と連携してスタンプラリーを実施

（出典）文部科学省「図書館・書店等連携実践事例集」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/mext_00001.html

書店数の推移

(総店舗数)



出典：一般社団法人日本出版インフラセンター

「子どもゆめ基金」助成事業（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

趣旨

未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成

（ア）子供を対象とする体験活動

- 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
- 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
- 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など

（イ）子供の体験活動を支援する活動

- 子供の体験活動の指導者養成 など
- ※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外

② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成

③ 子供向け教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和6年度助成金の申請・採択状況 ※（ ）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	4,525件（ 660件）	3,899件（ 677件）	16.6億円（ 2.5億円）
うち、体験活動	4,065件（ 579件）	3,500件（ 599件）	14.6億円（ 2.5億円）
うち、読書活動	434件（ 82件）	389件（ 80件）	1.3億円（ 0億円）

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体の一次募集における限度額は、原則として上記限度額の2分の1とする

※二次募集の限度額は、全ての団体において、各活動規模の限度額の2分の1とする

※令和7年度より一次募集における1団体当たりの申請件数は、10件までとする

募集スケジュール（令和7年度）

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集 （申請期間終了）	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	○ 申請期間：令和6年10月1日～11月19日 ○ 交付決定：令和7年4月（予定）
二次募集	令和7年10月1日 ～令和8年3月31日	○ 申請期間：令和7年5月1日～6月17日 ○ 交付決定：令和7年9月（予定）

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICT環境の整備とあわせて、学校全体を学びの場として、その在り方と推進方策を令和4年3月、文部科学省の有識者会議において提言。

在り方 ▶ Schools for the Future「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

創意工夫により特色・魅力を発揮

学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

⇒1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備等



単一的な機能・特定の教科にとらわれない
アクティブラーニングルーム、可動する壁
面・机を活用した授業が可能



多様な学習活動に柔軟に対応可能な多目的スペース

生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間、空調設備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化等

共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

⇒地域の人たちと連携・協働していく「共創空間」の整備、他の公共施設等との複合化・共用化等

土台として着実に整備を推進:

安全 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

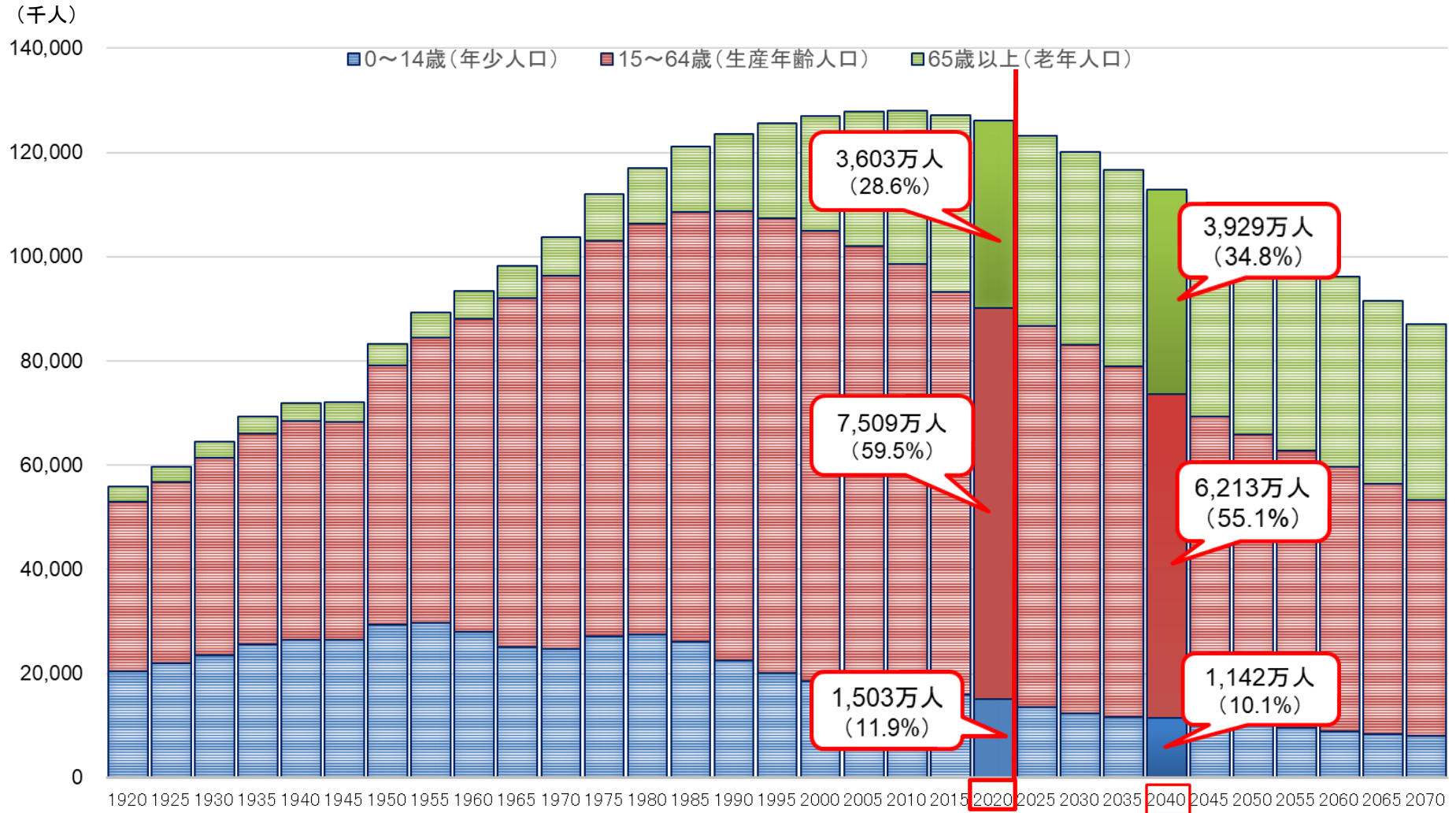
環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

推進方策 教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進や、首長部局と協働した計画的・効率的な整備の推進等

○その他

人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



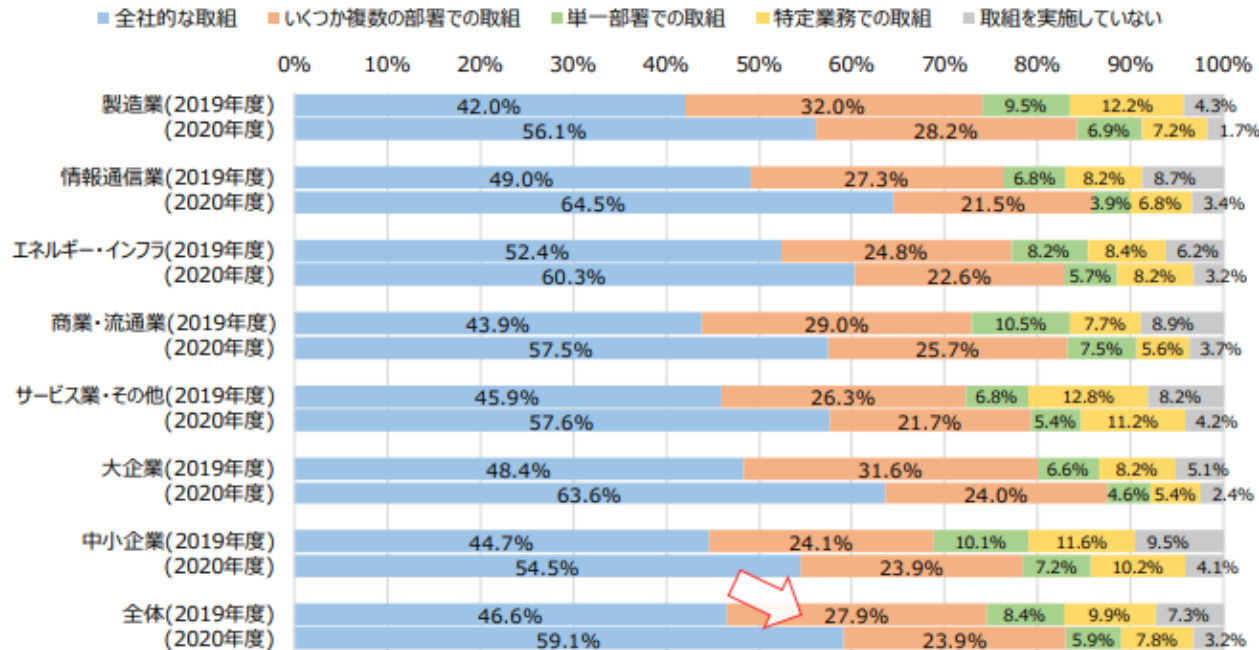
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

(出典) 1920年～2020年:「人口推計」(総務省)、2025年～2070年:「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

推計値

DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する状況

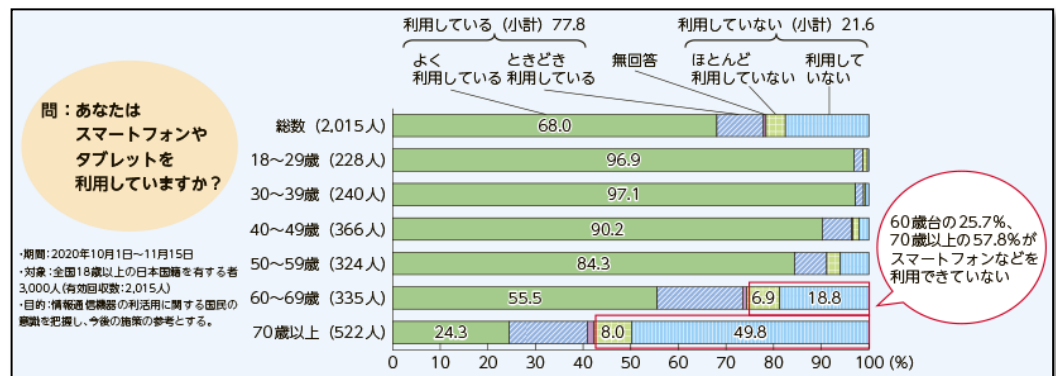
日本は、DXに関連する取組が行われている範囲は、業種・規模によって大きな差異は見られず、**いずれの業種・規模においても2020年度に範囲が拡大している。**



(出典)総務省委託調査「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究報告書(株式会社情報通信総合研究所)」(2021年3月)

その一方で…
世代別デジタルデバイドの現状は
60歳台の4分の1、70歳台の半数以上が
スマートフォン等を利用できていない状況。

(出典)令和4年度版 情報通信白書 データ集 (第4章コラム3)

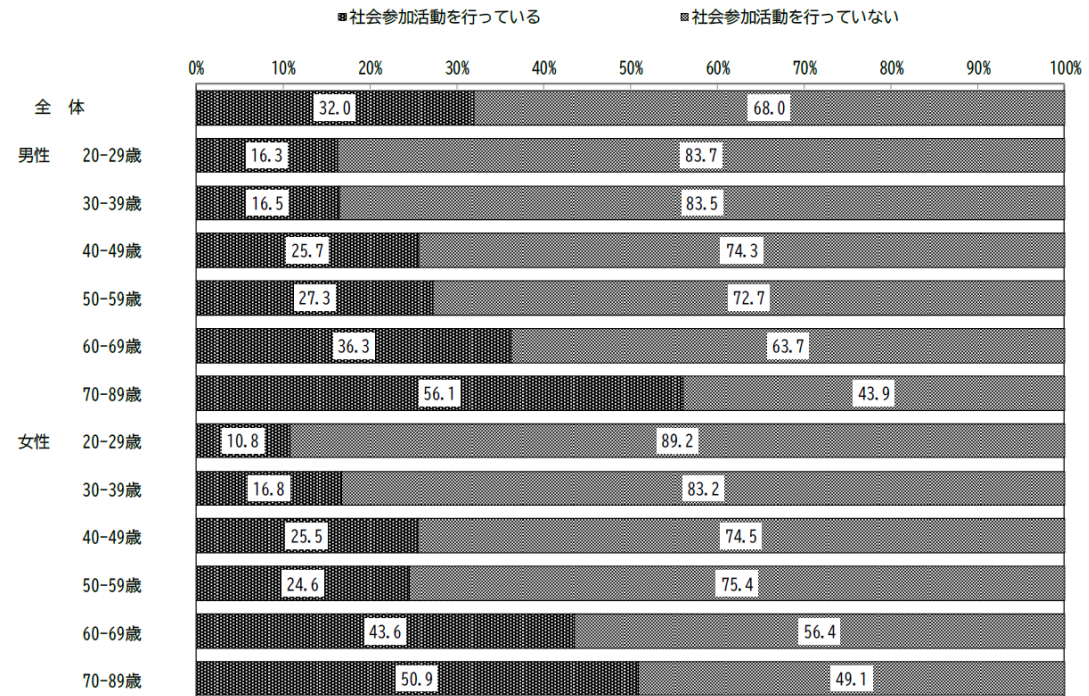
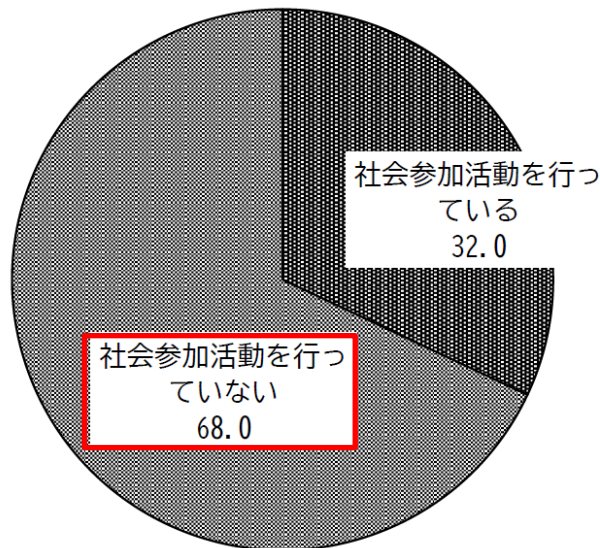


地域の繋がり希薄化①

- 2022年1年間の社会参加活動状況について、全体では「社会参加活動を行っていない」が68.0%を占めた。
- 年代別にみると、「社会参加活動を行っていない」と回答した割合がもっとも高いのは20～29歳であり、年齢を重ねるごとに参加している割合は減少傾向にある。

○2022年1年間の社会参加活動状況

※ここでの社会参加活動は、地域における子ども・高齢者・障害者など困難を抱える人々を手助けする手助けをするボランティアもしくはNPOなどの活動(子ども食堂、保育への手伝い、高齢者見守りネットワーク、家事援助、車いす町歩きなど)、地域における交流・まちづくりに関するボランティア(町内会のイベント、催し物の手伝い、交流スペースへの参加、環境美化、緑化推進等、安全活動、防災活動、PTA、自治会、町内会)などの活動を想定。

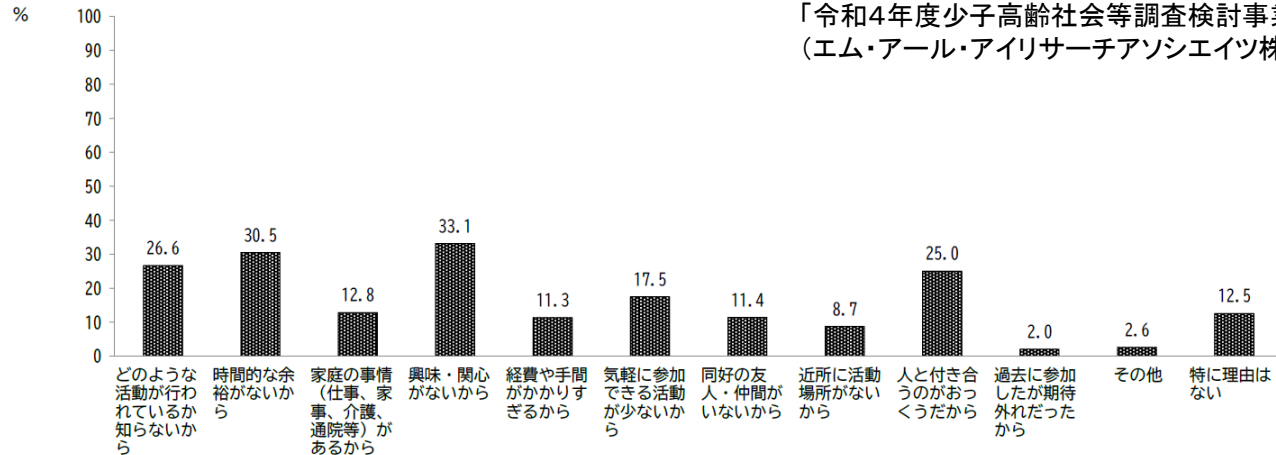


(出典) 令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
(エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社)」(令和5年3月)

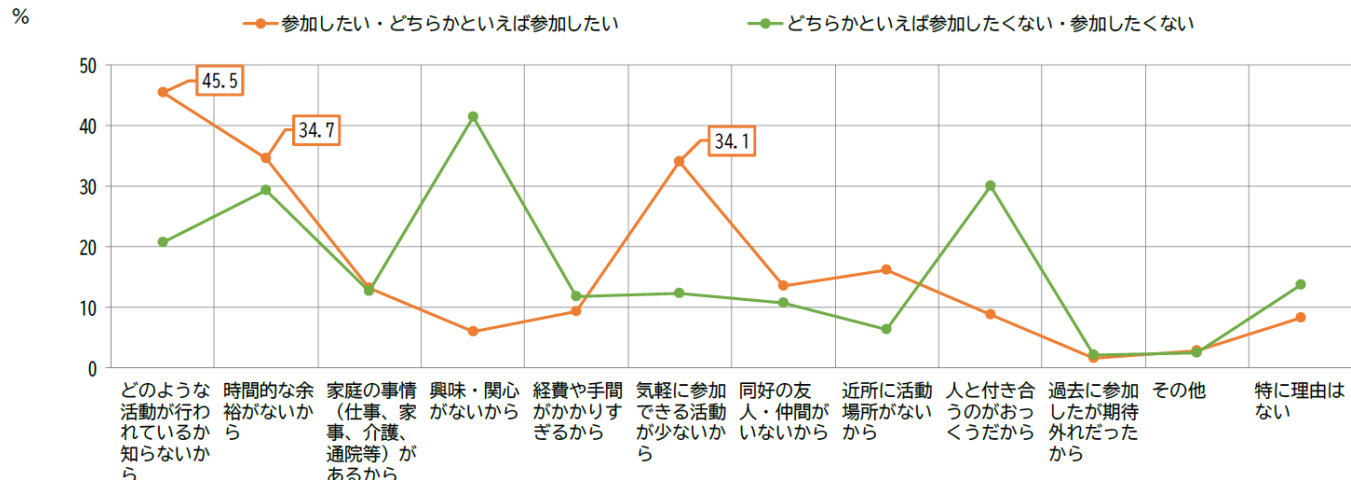
地域の繋がり希薄化②

- 社会参加活動をしない理由は、全体では「興味・関心がないから」が33.1%で最多、次いで「時間的な余裕がないから」が30.5%であった。
- 参加意向別にみると、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した人の社会参加活動をしていない理由として高かったのは、「どのような活動が行われているか知らないから」(45.5%)であった。

○社会参加活動をしない理由



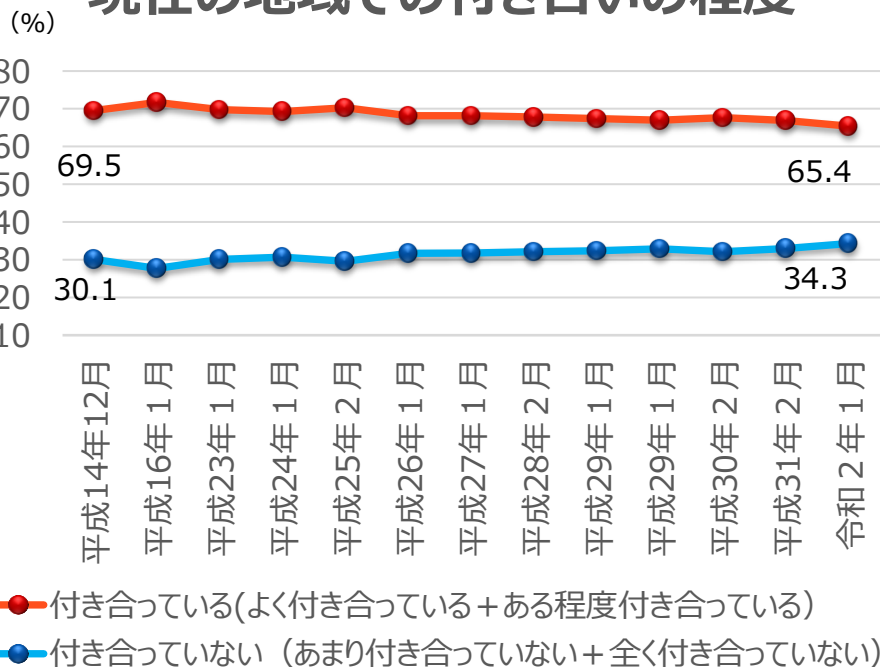
○参加意向別の社会参加活動をしない理由



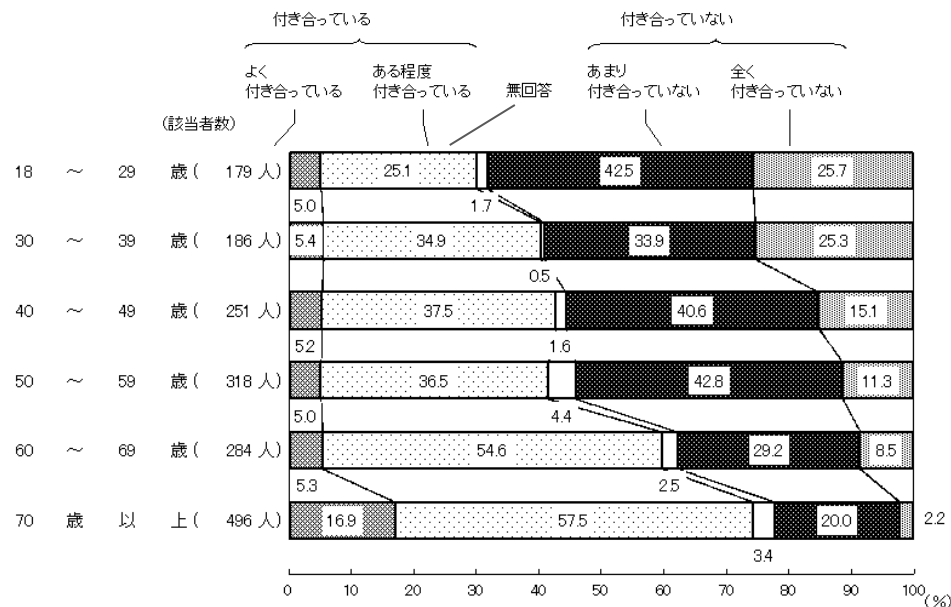
地域の繋がり希薄化③

- 現在の地域での付き合いの程度については、徐々に付き合っていない割合が増加している。
- 年齢別にみると、付き合っていない割合が60歳以上で約4割で、18～29歳で約7割になる。

現在の地域での付き合いの程度



年齢別の内訳 (令和5年11月調査)



(注) 令和2年1月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査以降との単純比較は行わない。

(注) 平成29年1月の調査はいずれもそのうち20歳以上のデータ

(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」

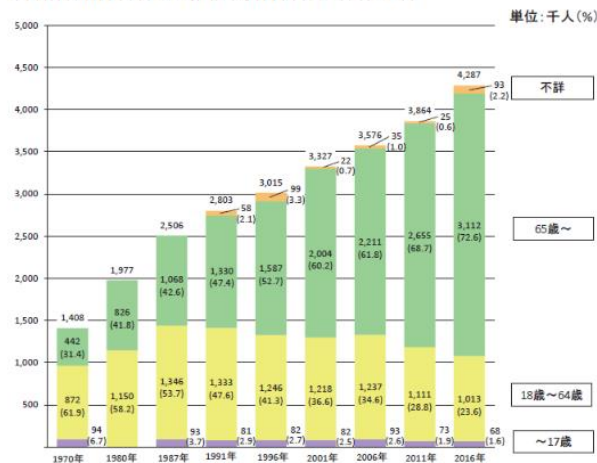
障害者の状況

- 身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、各区分における障害者数の概数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）436万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）109万4千人、精神障害者614万8千人となっている。
- これを人口千人当たりの人数（※）でみると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は49人となる。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、**国民のおよそ9.2%が何らかの障害を有していることになる。**
- 各区分の障害者の概数は増加傾向にある。

なお、当該身体障害者数及び知的障害者数は、「生活のしづらさなどに関する調査」に基づき推計されたものである一方、精神障害者数は、医療機関を利用した精神疾患のある患者数を精神障害者数としていることから、精神疾患による日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性がある。

（※）身体障害者、知的障害者については、総務省「人口推計」2016年10月1日（確定値）、精神障害者については、総務省「人口推計」2020年10月1日（確定値）を用いて算出。

年齢階層別障害者数の推移（身体障害児・者（在宅））

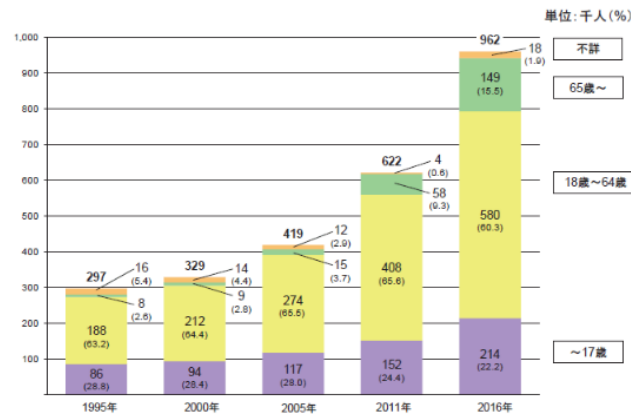


注1:1980年は身体障害児(0~17歳)に係る調査を行っていない。

注2:四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(~2006年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

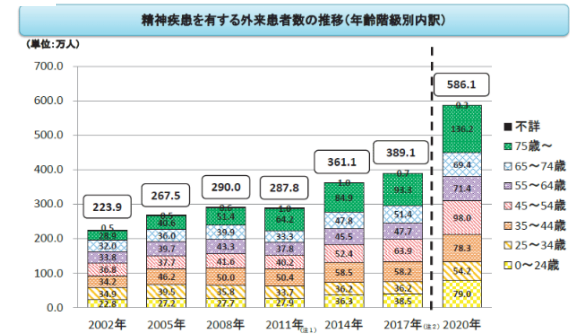
年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))



注:四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~2005年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

年齢階層別障害者数の推移(精神障害者・外来)



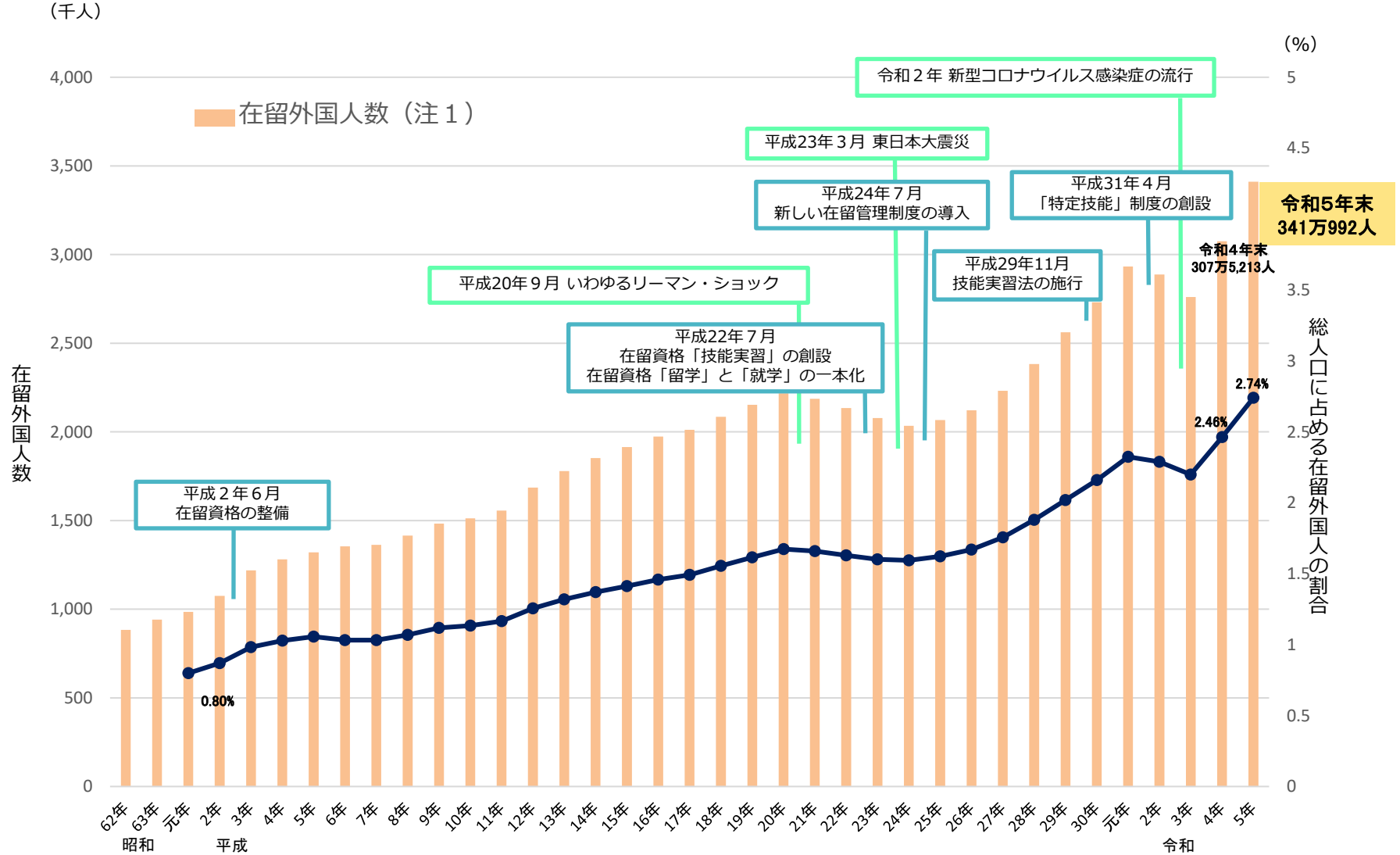
注1:2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2:2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療期間の算出において、前同診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出)。

注3:四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「患者調査」(2020年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

在留外国人数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。